

## 【施設・通所・居住系サービス編】

指定障害福祉サービス事業所等に対する集団指導

## ②運営基準に関すること

平成28年3月15日

岡山県保健福祉部障害福祉課

岡山県  
もんぽ

# 障害者の数

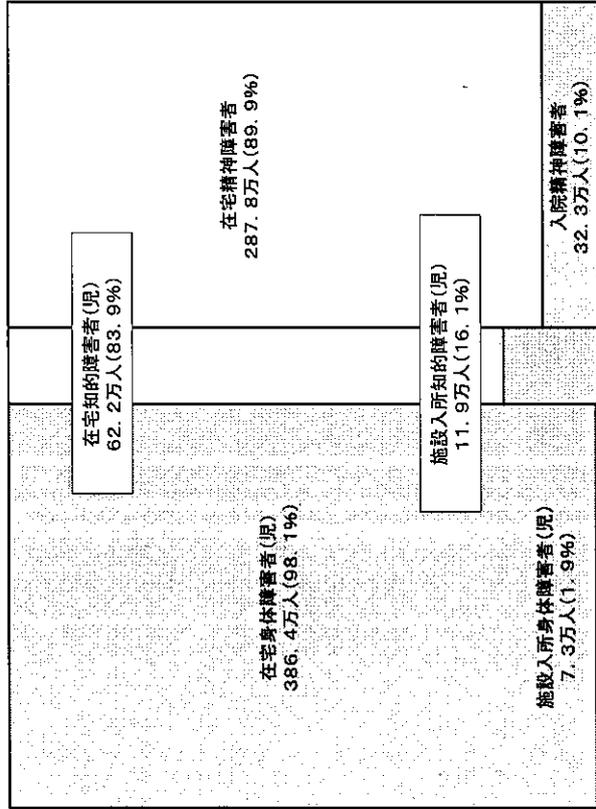
○障害者の総数は787.9万人であり、人口の約6.2%に相当。  
 ○そのうち身体障害者は393.7万人、知的障害者は74.1万人、精神障害者は320.1万人。

障害福祉サービスの利用者数は73.5万人  
 (H27.3月、前年同月比約5.7%増)  
 (身体:20.6万人、知的:34.9万人、  
 精神:16.3万人、児:1.7万人)

## (在宅・施設別)

障害者総数 787.9万人(人口の約6.2%)  
 うち在宅 736.4万人(93.5%)  
 うち施設入所 51.5万人(6.5%)

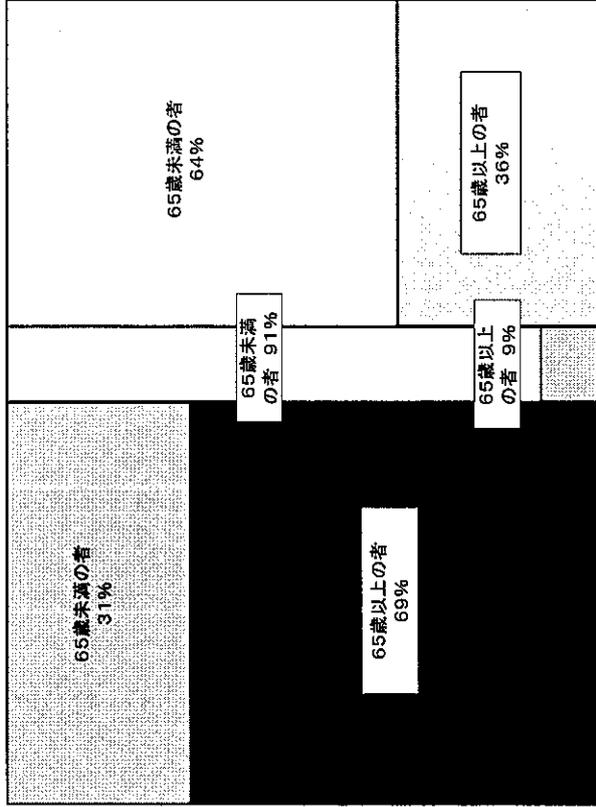
身体障害者(児) 393.7万人  
 知的障害者(児) 74.1万人  
 精神障害者 320.1万人



## (年齢別)

障害者総数 787.9万人(人口の約6.2%)  
 うち65歳未満 50%  
 うち65歳以上 50%

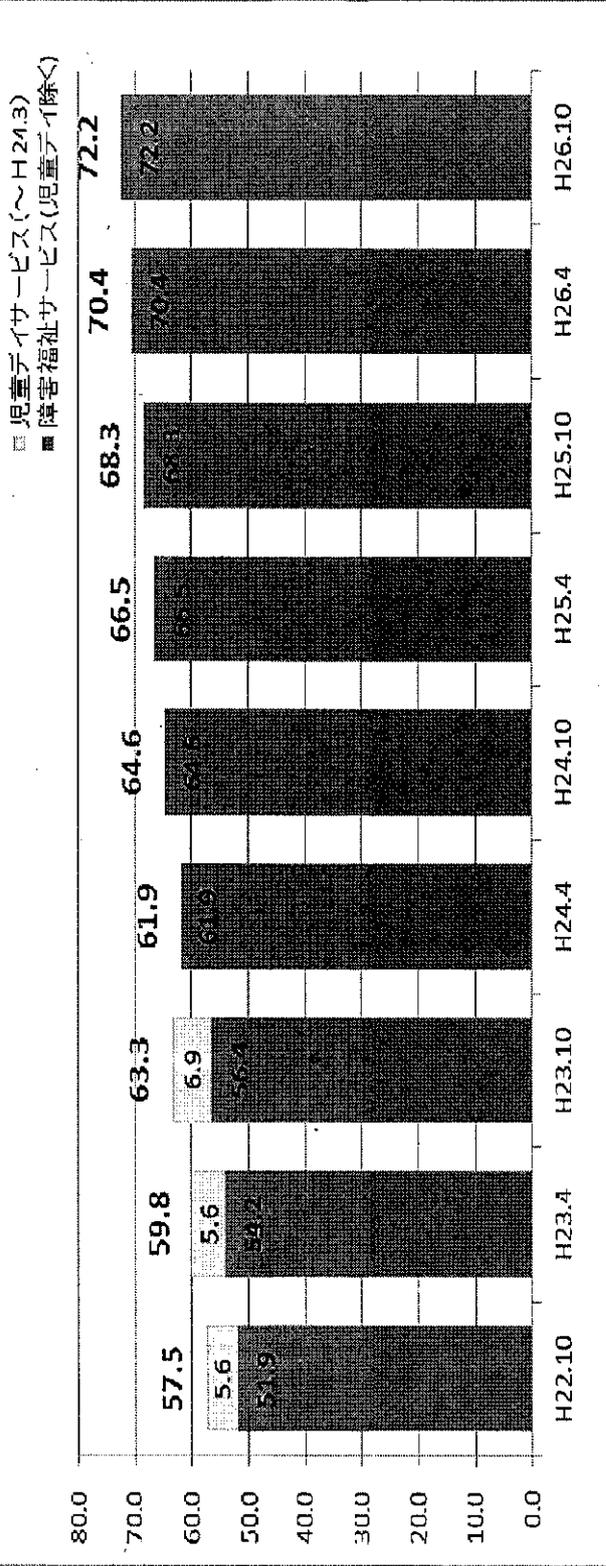
身体障害者(児) 393.7万人  
 知的障害者(児) 74.1万人  
 精神障害者 320.1万人



※身体障害者(児)数は平成23年(在宅)、平成21年(施設)の調査等、知的障害者(児)数は平成23年の調査、精神障害者(児)数は高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。  
 ※平成23年の調査における身体障害者(児)数(在宅)及び知的障害者(児)数(在宅)は岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市及び大崎市を除いた数値である。知的障害者(児)数(施設)は宮城県、福島県の一部市町村を除いた数値である。  
 ※平成23年の調査における精神障害者数は宮城県石巻医務圏及び気仙沼医療圏並びに福島県を除いた数値である。  
 ※在宅身体障害者(児)、在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計、障害者手帳非所持者、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.5万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。  
 ※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

### 3障害一元化による制度格差の解消・実利用者数の推移

平成25年10月から平成26年10月にかけて障害福祉サービス利用者数全体で5.7%増加している。  
一方、精神障害者の利用者数は13.0%の増加となっている。

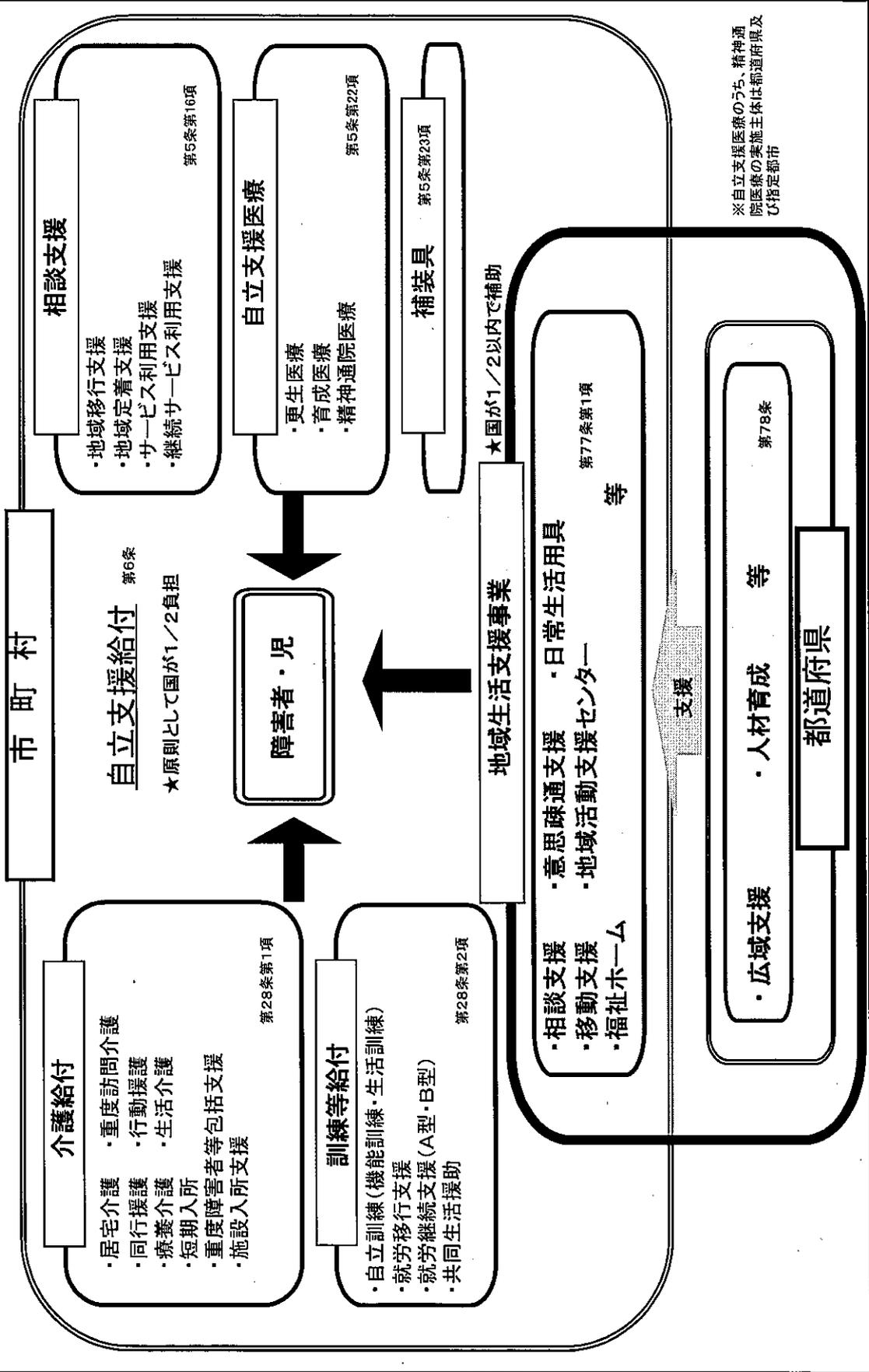


○平成25年10月→平成26年10月の伸び率(年率)..... 5.7%

(26年10月の利用者数)

このうち	伸び率	利用者数
身体障害者の伸び率	3.6%	20.4万人
知的障害者の伸び率	4.2%	34.4万人
精神障害者の伸び率	13.0%	15.6万人
難病等対象者	0.1%	0.1万人
		(1,080人)

# 障害者総合支援法の給付・事業



# 地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

## 1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

## 2. 概要

1. 題名  
「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。
2. 基本理念  
法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。
3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)  
「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。
4. 障害支援区分の創設  
「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。  
※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援  
① 重度訪問介護の対象拡大  
② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化  
③ 地域移行支援の対象拡大  
④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)
6. サービス基盤の計画的整備  
① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定  
② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化  
③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化  
④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

## 3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

## 4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

# 障害福祉サービス等の体系1

## サービス名

- 居宅介護(ホームヘルプ) ● 児
- 重度訪問介護 ● 者
- 同行援護 ● 児
- 行動援護 ● 児
- 重度障害者等包括支援 ● 児

### 訪問系

- 短期入所(ショートステイ) ● 児
- 療養介護 ● 者
- 生活介護 ● 者

### 日中活動系

- 施設入所支援 ● 者
- 共同生活援助(グループホーム) ● 者

### 施設系

- 自立訓練(機能訓練) ● 者
- 自立訓練(生活訓練) ● 者
- 就労移行支援 ● 者
- 就労継続支援(A型=雇用型) ● 者
- 就労継続支援(B型) ● 者

### 訓練系・就労系

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であつて常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う

一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

### 介護給付

利用者数	施設・事業所数
155,787	18,719
9,960	6,629
22,512	5,736
8,519	1,439
29	9
43,119	3,977
19,457	241
260,169	8,801
132,296	2,626
96,012	6,637
2,435	187
12,254	1,184
29,626	2,985
47,733	2,668
196,019	9,223

### 訓練等給付

(注)1. 表中の「●」は「児童」であり、利用できるサービスにマークを用いている。  
2. 利用者数及び施設・事業所数は平成27年3月現在の国保連年データ。

# 障害福祉サービス等の体系2

## サービス名

障害児通所系	児童発達支援	児
	医療型児童発達支援	児
	放課後等デイサービス	児
	保育所等訪問支援	児
障害児入所系	福祉型障害児入所施設	児
	医療型障害児入所施設	児
相談支援系	計画相談支援	若
	障害児相談支援	児
	地域移行支援	若
	地域定着支援	若

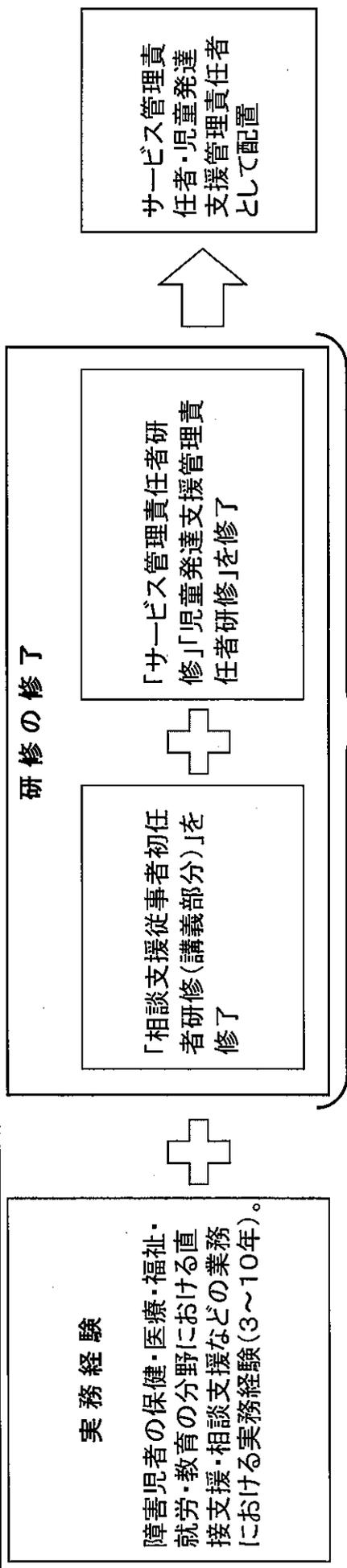
日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。
日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。
授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う
保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。
施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。
施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。
【サービス利用支援】 ・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・サービス等の利用状況等の検証(モニタリング) ・事業者等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨
【障害児利用援助】 ・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】
住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う。
常時、連絡体制を確保し障害者の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う。

## その他の給付

利用者数	施設・事業所数
75,011	3,198
2,623	101
94,978	5,815
1,670	312
1,844	192
2,148	186
117,411	5,995
26,739	2,513
500	278
2,167	414

(注) 1. 表中の「**○**」は障害者、「**●**」は児童であり、利用できるサービスにマークを付けている。  
2. 利用者数及び施設・事業所数は平成27年3月現在の国保基データ。

# (1) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件



<研修の修了にかかる経過措置等について> ※ 下線部は平成27年度3月末に改正

○ サービス管理責任者

- ・ サービス管理責任者については、事業の開始後1年間は、実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。
- ・ やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合は、1年間は実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。
- ・ 多機能型の運営において複数種類の事業のサービス管理責任者を兼務する場合、「サービス管理責任者研修」のうち、該当する種類の事業に係るすべてのカリキュラムを修了することが必要。ただし、事業開始後3年間は、少なくとも一つの種類の事業に係る研修を修了していればよいこととする。

- ・ 平成27年3月31日までとなっている「平成24年4月1日前までに事業を開始した多機能型事業所等に配置される際の経過措置」を廃止。

- ・ 指定障害福祉サービス事業所等の開始日を起点とした1年間の猶予措置は、平成30年3月31日までで廃止。

○ 児童発達支援管理責任者

- ・ 平成27年4月1日から3年間に限り、障害児通所支援事業所等の開始日を起点として1年間の猶予措置を設定。
- ※ 平成27年4月1日前から事業を行っている場合は、平成28年3月31日までとする。
- ・ やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して1年間の猶予措置を設定。

# 就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数約788万人中、18歳～64歳の在宅者数、約324万人  
 (内訳:身111万人、知41万人、精172万人)

一般就労への移行の現状

特別支援学校から一般企業への就職が約28.4% 障害福祉サービスの利用が約61.7%  
 障害福祉サービスから一般企業への就職が年間1.3%(H15) → 4.6%(H25)  
 ※就労移行支援からは24.9%(H25)

## 障害福祉サービス

- ・就労移行支援 約2.4万人
- ・就労継続支援A型 約3.0万人
- ・就労継続支援B型 約16.2万人  
(平成25年10月)

小規模作業所 約0.6万人(平成24年4月)  
 地域活動支援センター

就労系障害福祉サービスから一般就労への移行

1,288人/H15 1.0  
 2,460人/H18 1.9倍  
 3,293人/H21 2.6倍  
 4,403人/H22 3.4倍  
 5,675人/H23 4.4倍  
 7,717人/H24 6.0倍  
 10,001人/H25 7.8倍

大学・専修学校への進学等

799人/年

12,070人/年

特別支援学校

在籍生19,576人/年  
 (平成26年3月末)

## 企業等

雇用者数 約43.1万人  
 (平成26年6月1日時点)  
 \*50人以上企業  
 (平成26年度)

ハローワークからの紹介  
 就職件数 84,602件  
 (平成26年度)

就職

就職

# (1) 平成28年度障害保健福祉部予算案について

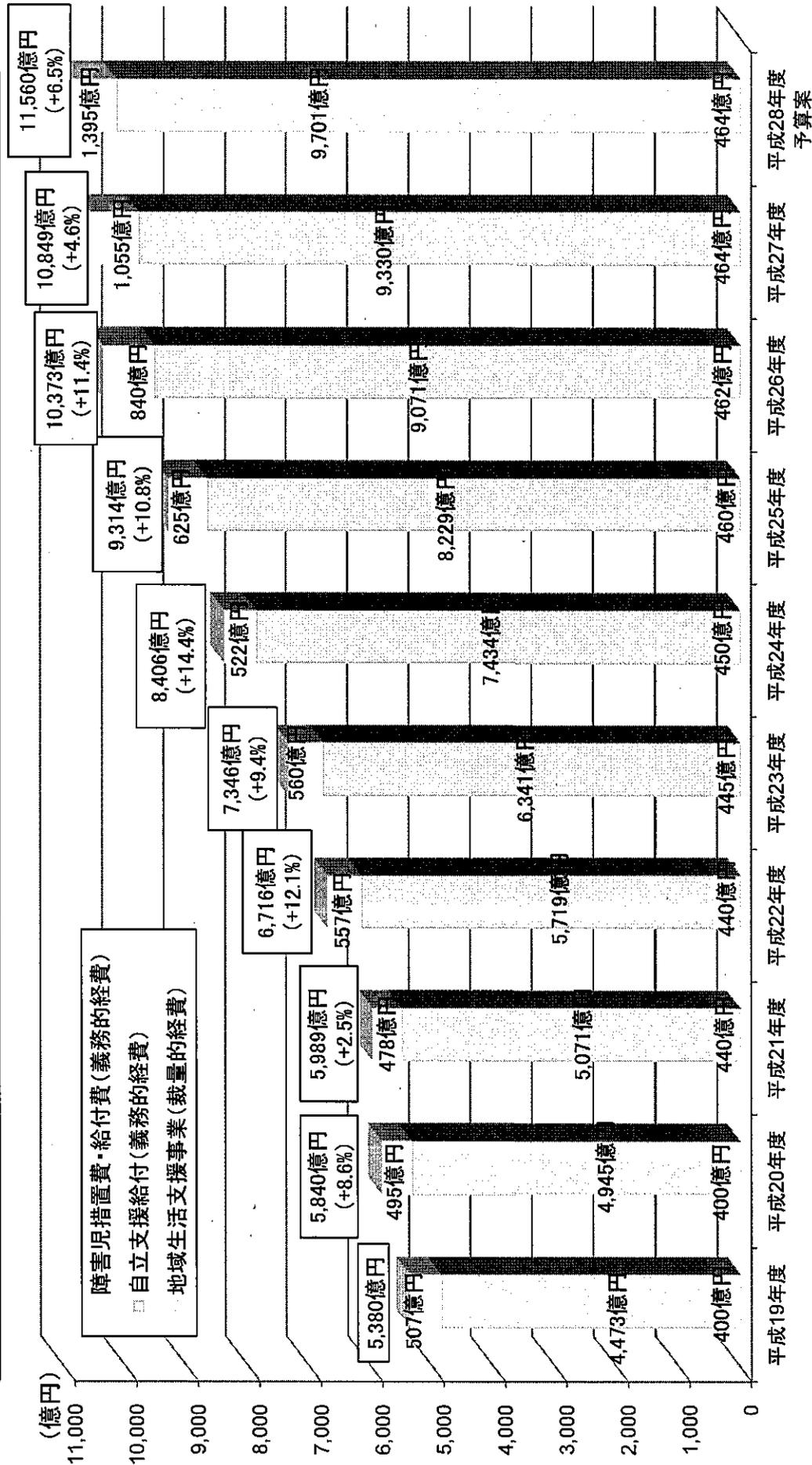
- ◆ 予算額 (27年度予算額) (28年度予算案)  
 1兆5,495億円      1兆6,375億円 (対前年度+880億円、+5.7%) (うち復興特会) 30億円
- ◆ 障害福祉サービス関係費(自立支援給付費+障害児措置費・給付費+地域生活支援事業費)  
 (27年度予算額) (28年度予算案)  
 1兆849億円      1兆1,560億円 (対前年度+710億円、+6.5%)

【主な施策】

- 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・者支援の推進 (対前年度増▲減額)
  - ① 良質な障害福祉サービス等の確保      9,701億円 (+371億円)
  - ② 地域における障害児支援の推進      1,458億円 (+338億円)
  - ③ 地域生活支援事業の着実な実施      464億円 (± 0億円)
  - ④ 障害者への就労支援の推進      10.9億円 (± 0億円) 等  
 うち農福連携      1.1億円
- 障害者の社会参加の推進
  - ① 障害者自立支援機器の開発の促進      1.6億円 (+0.6億円)
  - ② 芸術文化活動の支援の推進      1.5億円 (+0.2億円) 等
- 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進      0.4億円 等
- 障害福祉サービスの提供体制の整備 (施設整備費)      70億円 (+44億円)  
 ※ 補正予算(案)60億円
- 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進      14億円 (+0.8億円) 等  
 ○ 精神科救急医療体制の整備
- 自殺対策等の推進
  - 地域自殺対策推進センター(仮称)の設置      1.6億円 (+1億円) 等
- 薬物などの依存症対策の推進
  - 依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進      0.6億円 (± 0億円) 等
- 東日本大震災からの復興への支援      30億円

# 障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は10年間で2倍以上に増加している。



(注1) 平成18年度については、自立支援法施行前の支援費、自立支援法施行後の自立支援給付、地域生活支援事業等を積み上げた予算額である。(自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

(注2) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注3) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の 一部を改正する法律案（概要）

## 趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援の二一ズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

## 概要

### 1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する(自立生活援助)
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する(就労定着支援)
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減(償還)できる仕組みを設ける

### 2. 障害児支援の二一ズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居室を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

### 3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要がある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

## 施行期日

平成30年4月1日(2.(3)については公布の日)

# 地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

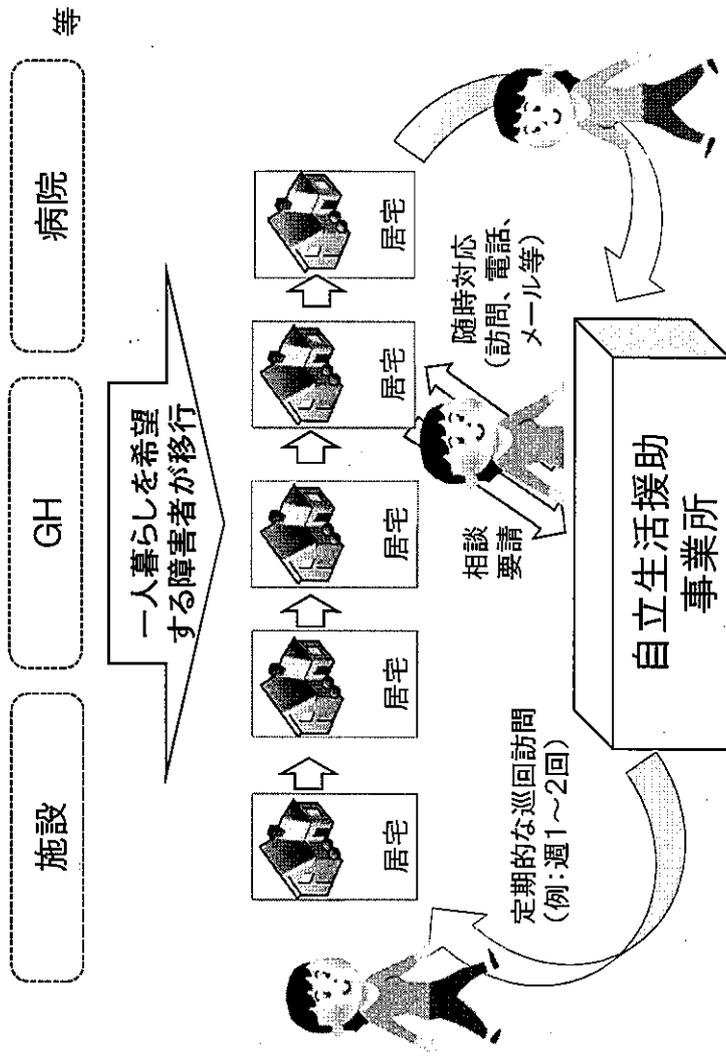
- 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する（「自立生活援助」）。

## 対象者

- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等

## 支援内容

- 定期的に利用者の居宅を訪問し、
  - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
  - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
  - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
  - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。



# 就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

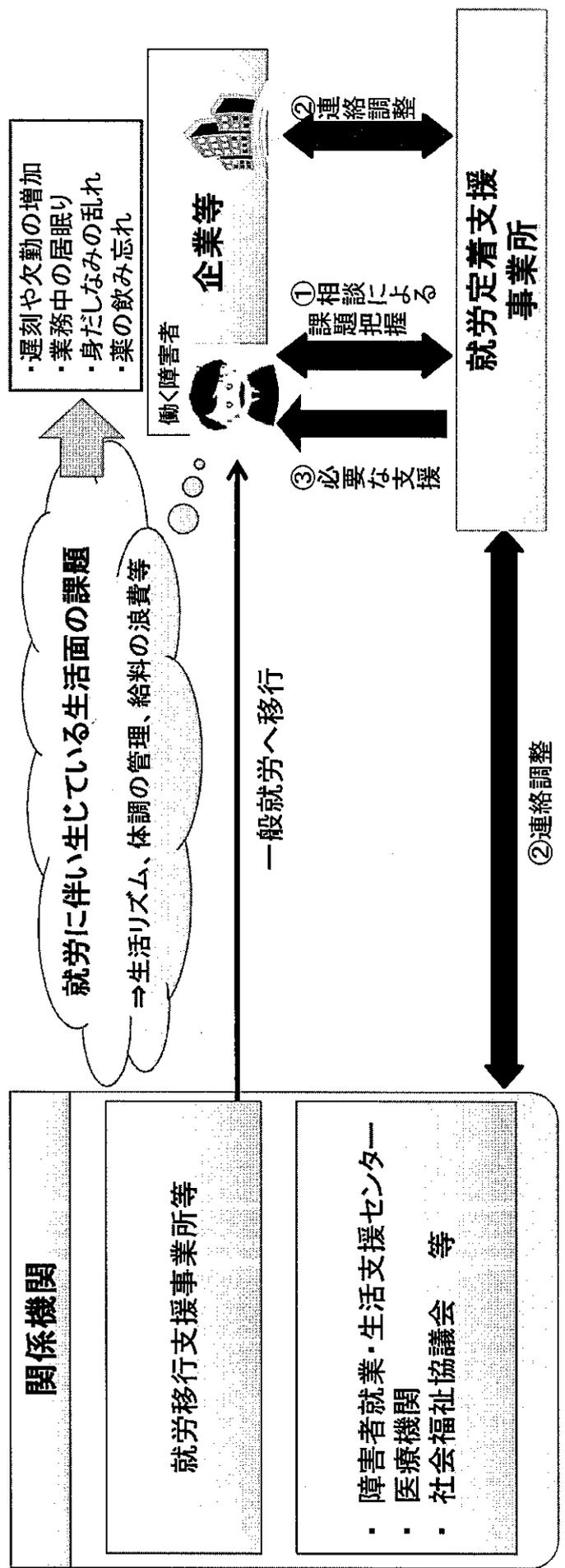
- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
- このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

## 対象者

- 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

## 支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
- 具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施。



# 重度訪問介護の訪問先の拡大

- 四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者等の最重度の障害者が医療機関に入院した時には、重度訪問介護の支援が受けられなくなることから以下のような事例があるとの指摘がある。
  - ・体位交換などについて特殊な介護が必要な者に適切な方法が取られにくくなることにより苦痛が生じてしまう
  - ・行動上著しい困難を有する者について、本人の障害特性に応じた支援が行われないことにより、強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を起し、自傷行為等に至ってしまう
- このため、最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができることとする。

## 訪問先拡大の対象者

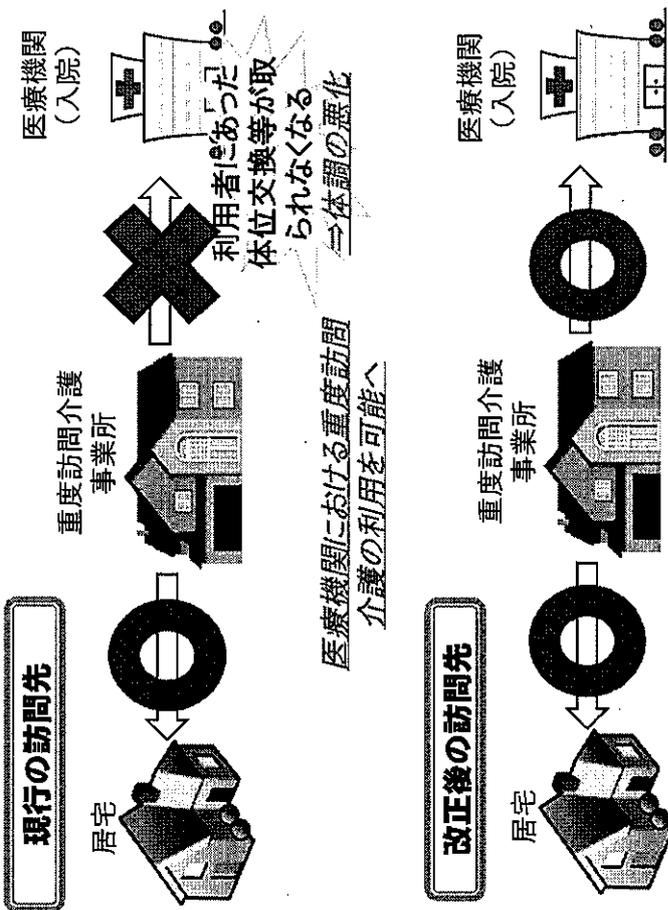
- 日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者であって、医療機関に入院した者

※障害支援区分6の者を対象とする予定

※通院については現行制度の移動中の支援として、既に対応

## 訪問先での支援内容

- 利用者ごとに異なる特殊な介護方法(例:体位交換)について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげる。
- 強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。



# 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることになっている。高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために利用者負担(1割)が新たに生じることや、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用することになる場合があることといった課題が指摘されている。
- このため、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減(償還)する仕組みを設け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくなる等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。

## 具体的内容

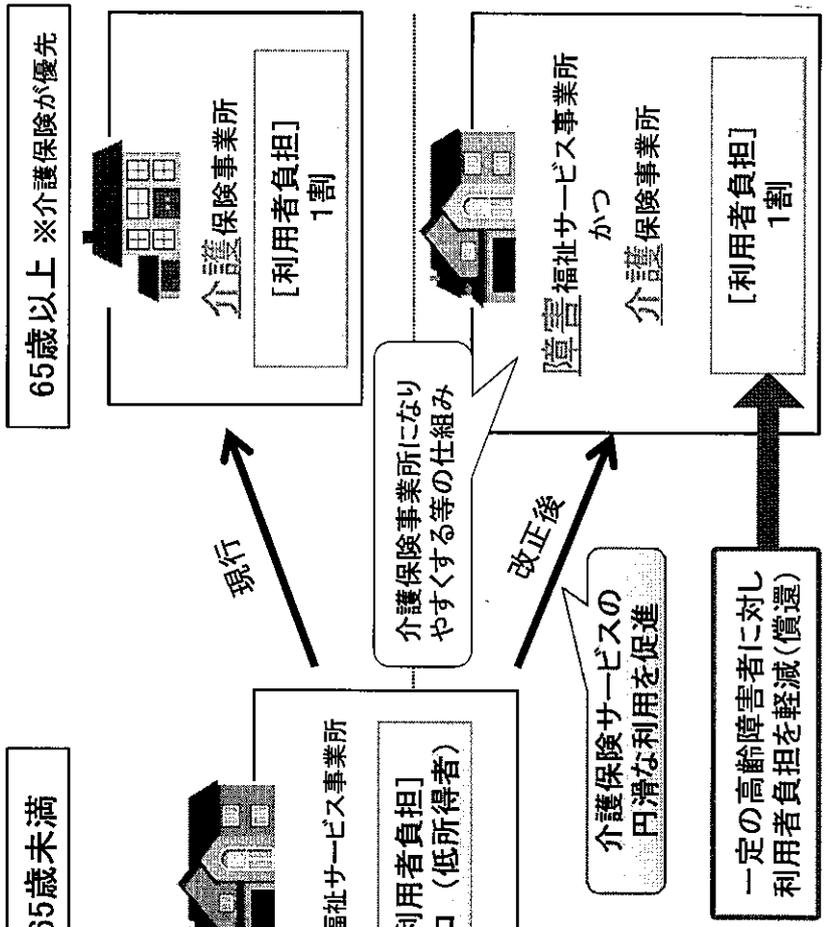
- 一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)できる仕組みを設ける。

### 【対象者】

- ・ 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを受けていた障害者
- ・ 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合
- ・ 一定程度以上の障害支援区分
- ・ 低所得者

(具体的な要件は、今後政令で定める。)

※ この他、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくなる等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。



# 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）

- 補装具費については、身体障害者の身体機能を補完・代替する補装具の「購入」に対して支給されているが、成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児など、「購入」より「貸与」の方が利用者の便宜を図ることが可能な場合がある。
- このため、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とする。

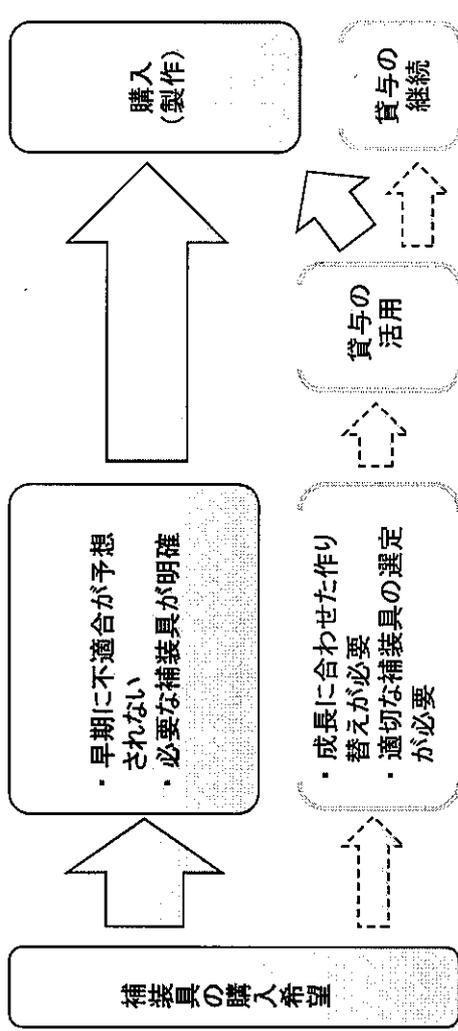
## 具体的内容

### 貸与が適切と考えられる場合（例）

- 成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児
- 障害の進行により、短期間の利用が想定されるもの
- 仮合わせ前の試用

※ 上記のような場合が想定されるが、今後、関係者の意見も踏まえて検討。

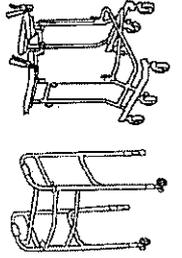
※ 身体への適合を図るための製作が必要なもの等については、貸与になじまないものと考えられる。



< 貸与の活用があり得る種目（例） >

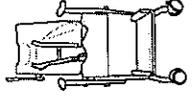
#### 【歩行器】

歩行機能を補うため、移動時に体重を支える器具



#### 【座位保持椅子】

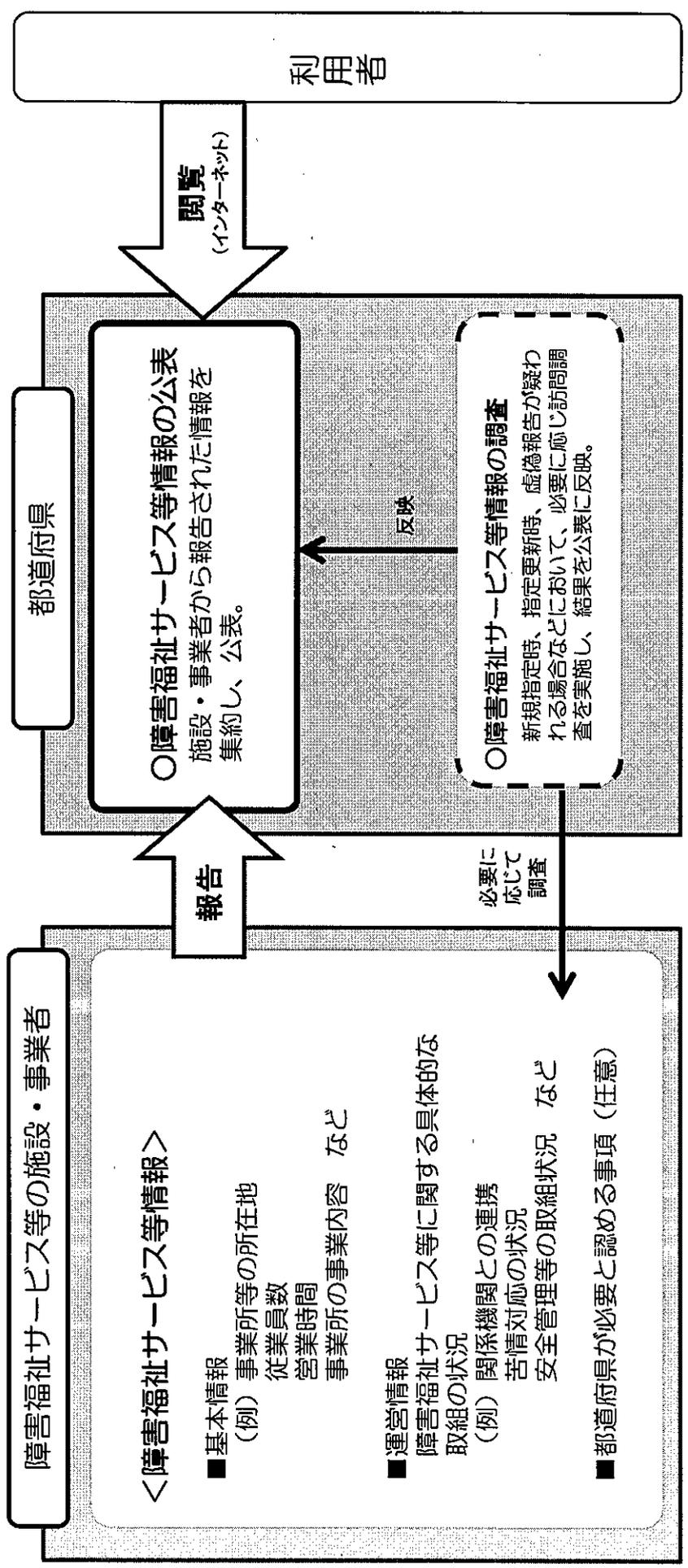
姿勢を保持することが困難な障害児が日常生活の中で使用



※対象種目については、今後検討。

# 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようになるとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。  
 ※請求事業所数：平成22年4月 48,300事業所 → 平成27年4月 90,990事業所
- このため、①施設・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設する。  
 ※介護保険制度と子ども・子育て支援制度においては、同様の情報公表制度が導入されている。



# 自治体による調査事務・審査事務の効率化

○ 障害者自立支援法の施行から10年が経過し、障害福祉サービス等の事業所数や利用者数は大きく増加しており、自治体による調査事務や審査事務の業務量が大幅に増加している。

※請求事業所数：平成22年4月 48,300事業所 → 平成27年4月 90,990事業所

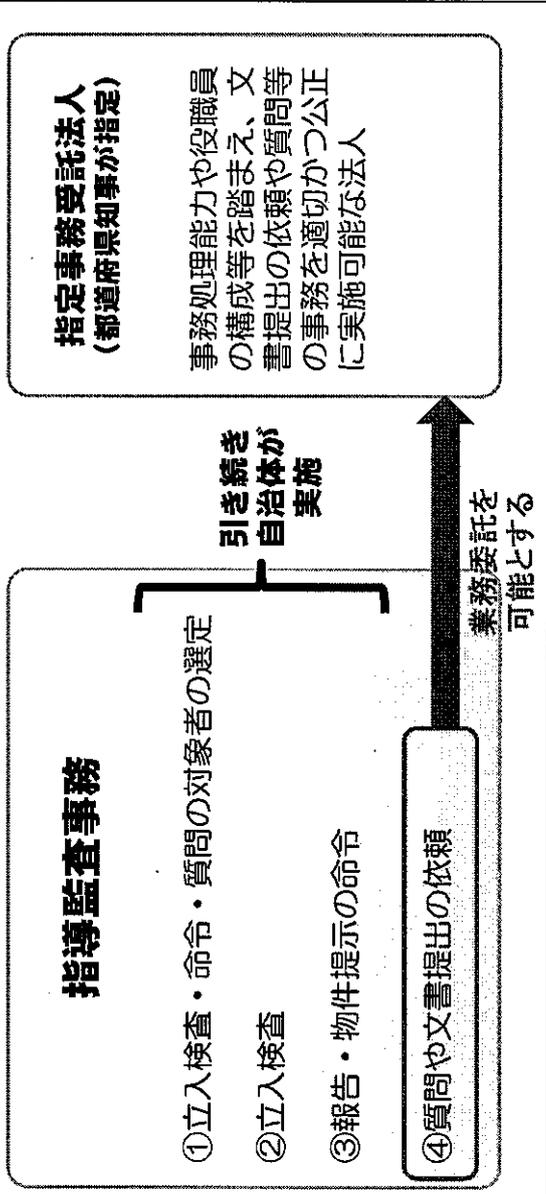
※利用者数：平成22年4月 570,499人 → 平成27年4月 906,504人

○ このため、自治体による調査事務や審査事務を効率的に実施できるよう、これらの事務の一部を委託可能とするために必要な規定を整備する。

## ① 調査事務の効率化

○ 自治体の事務のうち、公権力の行使に当たらない「質問」や「文書提出の依頼」等について、これらの事務を適切に実施することができるものとして都道府県知事が指定する民間法人に対し、業務委託を可能とする。

※ 介護保険制度では、既に同様の制度が導入されている。



## ② 審査事務の効率化

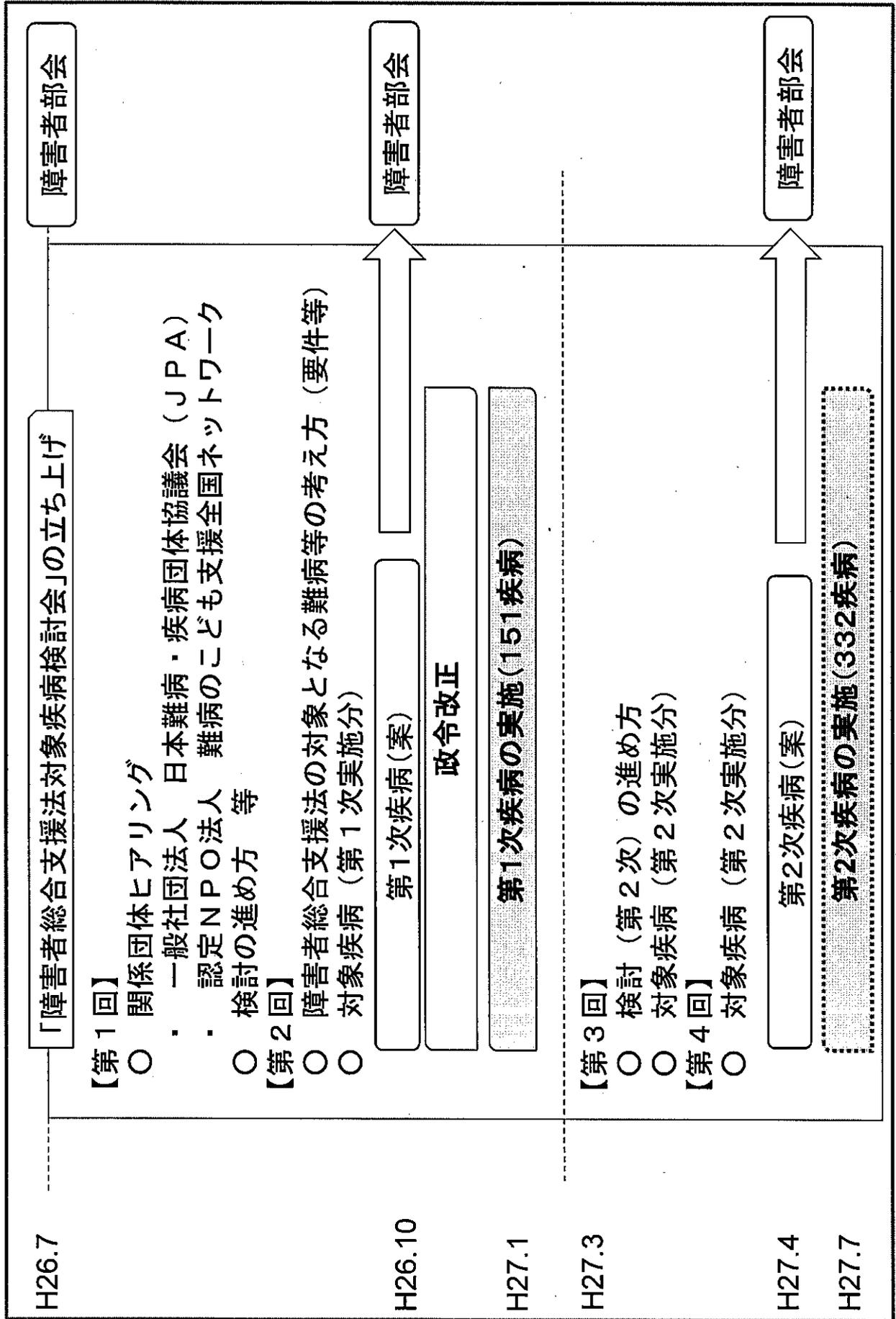
○ 市町村が実施する障害福祉サービスの給付費の「審査・支払」事務について、現在、「支払」を委託している国民健康保険団体連合会に、「審査」も委託することができることとする。

※ 現在、国保連では、「支払」を行う際に、必要な「点検」も併せて行っているが、今後、点検項目の精緻化等を図ることにより、審査として効果的・効率的に実施できるようにすることを検討。

## (2) 障害者総合支援法の対象疾病(難病等)の見直しについて

- 障害者総合支援法の対象疾病(難病等)については、難病の患者に対する医療等に関する法律および児童福祉法の一部改正法が成立したことに伴う指定難病の検討等を踏まえ、「障害者総合支援法対象疾病検討会」において疾病の要件及び対象疾病の検討を行い、第一次対象疾病がこれまでの130疾病から151疾病に拡大(平成27年1月1日施行)。
- 平成27年3月に、同検討会において第二次対象疾病の検討を行い、平成27年7月より、対象疾病を151疾病から332疾病に拡大したところ。
- 今後も対象となる方が必要な障害福祉サービス等を受けることのできるよう、対象疾病が拡大したことなど制度の周知に加え、障害者手帳に該当する状態であれば手帳制度についても説明するなど、難病等の特性を踏まえたくまめ細かい対応や障害担当部局と医療担当部局、就労担当部局との連携について、引き続きお願いしたい。
- また、難病患者等に対する障害支援区分の認定調査等に際して、認定業務に携わる者向けに留意点を整理した「難病患者等に対する認定マニュアル」(平成27年9月改訂版)を配布していることから、管内市町村に加え、関係機関等に周知いたたくとも、本マニュアルを活用した研修会を開催するなど、区分認定の適切な実施に向けた取組についてご協力をお願いしたい。

# 検討の経過



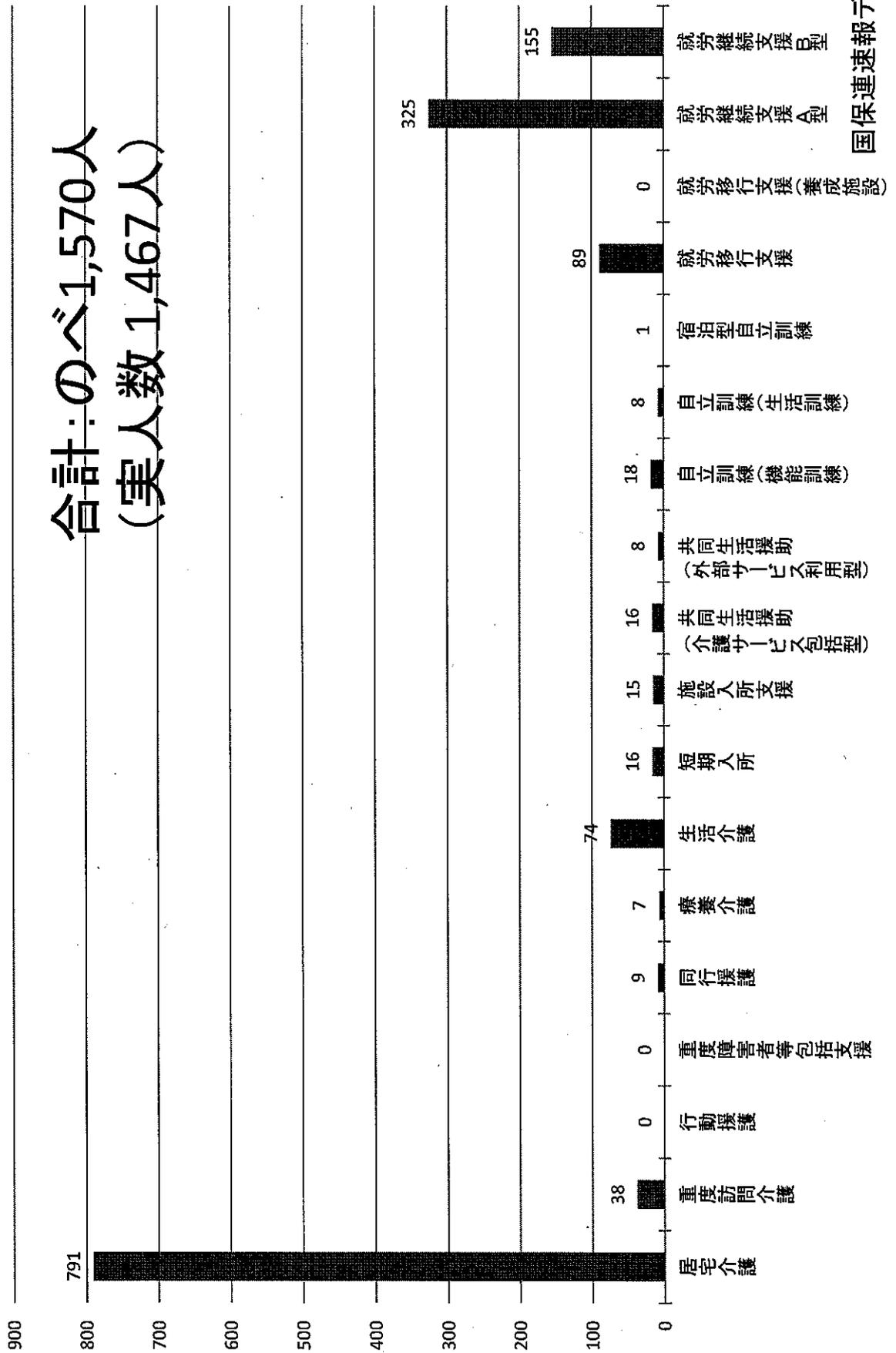
## 障害者総合支援法の対象疾病の要件

指定難病（医療費助成の対象となる難病）の基準を踏まえつつ、障害者総合支援法の対象となる難病等の要件は以下の通りとされている。

指定難病の要件	障害者総合支援法における取扱い
① 発病の機構が明らかでない	<u>要件としない</u>
② 治療方法が確立していない	要件とする
③ 患者数が人口の0.1%程度に達しない	<u>要件としない</u>
④ 長期の療養を必要とするもの	要件とする
⑤ 診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること	要件とする

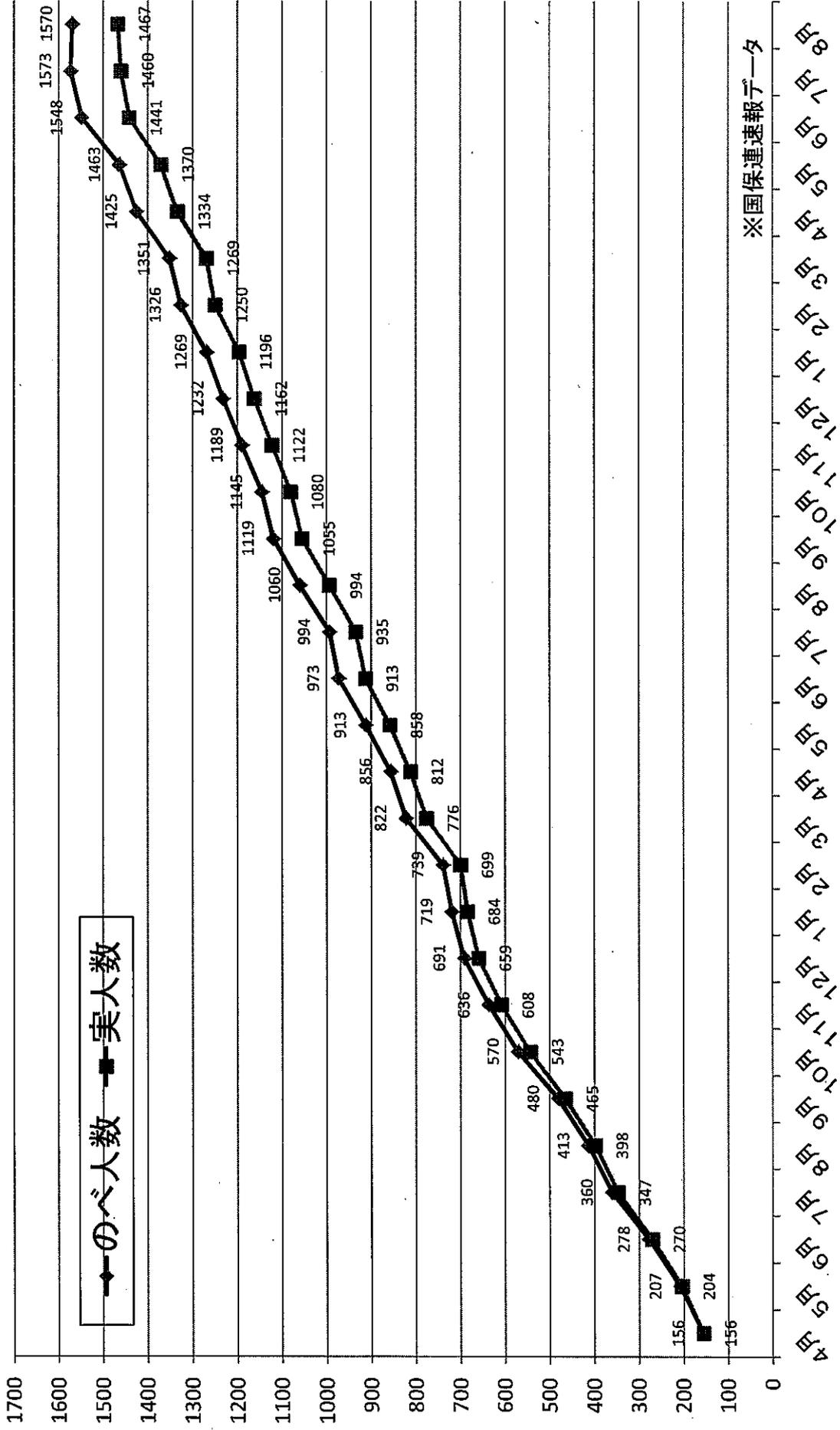
※他の施策体系が樹立している疾病を除く。  
 ※疾病の「重症度」は勘案しない。

# 難病患者等の障害福祉サービス利用状況 (平成27年8月)



# 難病患者等の障害福祉サービス利用状況の推移 (平成25年4月～平成27年8月)

(人)



※国保速報データ

平成25年度

平成26年度

平成27年度

### (3) 肝臓機能障害の認定基準の見直しについて

- 平成22年4月より身体障害認定の対象となった肝臓機能障害について「現行の認定基準(チャイルド・ピュー分類「C」)は厳しすぎ、分類「B」の患者であっても、日常生活の制限が長期間続いている実態がある」との患者団体からの意見を踏まえ、平成26年度の厚生労働科学研究にて症例調査を実施した。
- 平成27年5月、研究結果を踏まえて検討を行うため「肝臓機能障害の認定基準に関する検討会」を開催し、第4回(9月29日)同検討会において「チャイルド・ピュー分類Bの患者も認定対象とする等の見直しを行うことが適当」を基本的な考え方としたとりまとめを行い、本とりまとめを踏まえた見直し案については、12月9日開催の疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会において了承されたところである。
- 見直しの内容については、平成28年1月下旬に各都道府県等に関係通知を発出する予定であるが、平成28年4月からの円滑な施行に向けて、指定医への周知等について、遺漏がないようお願いしたい。

#### (4) 就労継続支援A型の適正な実施に向けた指導について

○ 就労継続支援A型事業については、

- ・ 本来の利用者である障害者の利用を正当な理由なく短時間に限り、健常者である従業員（基準省令によるところの「利用者及び従業員以外の者」）がフルタイムで就労している事例
  - ・ 利用者も従業員も短時間の利用とすることによって、浮いた自立支援給付費を実質的に利用者である障害者の賃金に充当している事例
  - ・ 正当な理由なく利用者の意に反して労働時間を短く抑える、あるいは就労機会の提供にあたって収益の上がない仕事しか提供しない事例
- などの不適切な運営を行っている事例が指摘されているところである。

○ そのため、就労継続支援A型事業における報酬の適正化を図るため、平成24年10月から、短時間利用者にかかる報酬の減算を導入したところであり、さらに、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、当該減算の仕組みについて事業所における利用実態を踏まえたものとなるよう見直しを行い、平成27年10月から施行されているところである。

○ また、報酬面での適正化に加えて、運営面での適正化も図るため、就労継続支援A型の利用手続きや不適切な事業運営の事例に係る指導の際の確認点を整理し、平成27年9月8日付けで「指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について」（障害福祉課長通知）を发出したところである。

○ 都道府県、指定都市及び中核市におかれては、当該通知も活用しつつ、不適切な事業運営を行っている就労継続支援A型事業所に対する指導監査の強化をお願いする。指導監査にあたっては、以下の点について重点的に確認し、法令に基づいた厳格な対応をお願いする。

- ・ 「就労支援事業別事業活動明細書」の収益と費用の比率等により、就労継続支援A型事業での生産活動の内容が最低賃金を支払うことが可能かどうか。
- ・ 適切なアセスメントにより個別支援計画が策定され、当該計画に基づいたサービス提供がされているか。また、利用者の労働時間が、利用者の意向等に反して一律に短時間とされていないか。
- ・ 特定求職者雇用開発助成金の支給対象となった利用者について、当該助成金の支給終了後に退所させられていないかどうか。

# 指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について(概要)

## (平成27年9月8日付障発0908第1号)

### 1 就労継続支援A型の利用における支給決定手続きについて

就労継続支援A型の利用が適切か否かの客観的な判断を行うため、原則として、暫定支給決定を行うこととされているので、利用者に対して適切なサービスを提供する観点からも、適正な支給決定手続きを行うこと

### 2 不適切な事業運営の事例

#### (1) 生産活動の内容が不適切と考えられる事例

就労機会の提供に当たり、収益の上がない仕事しか提供しておらず、就労継続支援A型事業の収益だけでは、最低賃金を支払うことが困難であると考えられる事例

⇒ 「就労支援事業別事業活動明細書」により、収益と費用の比率等を確認することで、最低賃金を支払うことが可能な事業内容であるかどうかを判断

#### (2) サービス提供の形態が不適切と考えられる事例

就労継続支援A型のサービスの提供に当たり、利用者の意向や能力等を踏まえた個別支援計画が策定されていない事例や、長く働きたいという利用者の意向にかかわらず、全ての利用者の労働時間を一律に短時間(例：1週間の所定労働時間が20時間)としている事例など、サービス提供に当たっての形態が不適切な事例

⇒ 適切なアセスメントに基づいた個別支援計画が策定され、当該計画に基づいたサービス提供がされているかを確認。全ての利用者の労働時間が一律に短時間とされているような場合には、その理由を確認し、適切なアセスメントに基づいた結果であり、かつ、利用者の意向等に反して設定されているものではないかを確認

#### (3) 一定期間経過後に事業所を退所させている事例

就労継続支援A型の利用に当たり、利用してから一定期間が経過した後、利用者の意向等にかかわらず、就労継続支援B型事業所に移行させるなど、不当に退所させていると考えられる事例

⇒ 一定期間(例：2年又は3年)が経過した後に就労継続支援B型事業所に移行し、事業所を退所している利用者について、退所理由を確認。また、特定求職者雇用開発助成金の支給対象となった利用者について、当該助成金の助成対象期間経過後に退所させられているようなことかを確認

## (6) 障害者虐待の未然防止・早期発見について

【平成26年度の障害者虐待に関する調査結果について】

○ 平成27年12月22日に公表した平成26年度の障害者虐待に関する調査結果では、昨年度と比較して相談・通報件数は全体的に減少している。一方、虐待があった施設の従事者や設置者・管理者による相談・通報件数は昨年度比で24%増加している。

○ 虐待判断件数については、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が18%増加し、311件である。

参考：「平成26年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」  
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000107538.html>)

【障害者福祉施設従事者等による通報義務の徹底等について】

○ 本年度、虐待通報した職員に対して損害賠償請求が行われる事案が発生している。仮に、適切に通報した者に対して通報したことを理由に損害賠償請求を行うとすれば、通報義務や通報者の保護を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わないものである。

○ 都道府県においては、通報義務の徹底を図るため、施設管理者等に対して適切に虐待通報を行うおうとする、又は行った職員等への不利益な取扱いがなされないよう、障害者虐待防止法の趣旨について様々な機会を活用して周知徹底を図るとともに、施設・事業所管理者等の研修受講状況について把握し、未だ研修を受講していない管理者等に対しては、研修受講の徹底を図りたい。

平成26年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

○平成24年10月1日に障害者虐待防止法施行(養護者、施設等職員、使用者による虐待)  
 →平成26年4月1日～平成27年3月31日までの1年間における養護者、施設職員等による虐待の状況について、都道府県経由で調査を実施。

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待	
			(参考)都道府県労働局の対応	
市区町村等への 相談・通報件数	4,458件 (4,635件)	1,746件 (1,860件)	664件 (628件)	虐待が 認められた 事業所数 299事業所 (253事業所)
市区町村等による 虐待判断件数	1,666件 (1,764件)	311件 (263件)	/	被虐待者数 483人 (393人)
被虐待者数	1,695人 (1,811人)	525人 (455人)		

【調査結果(全体像)】

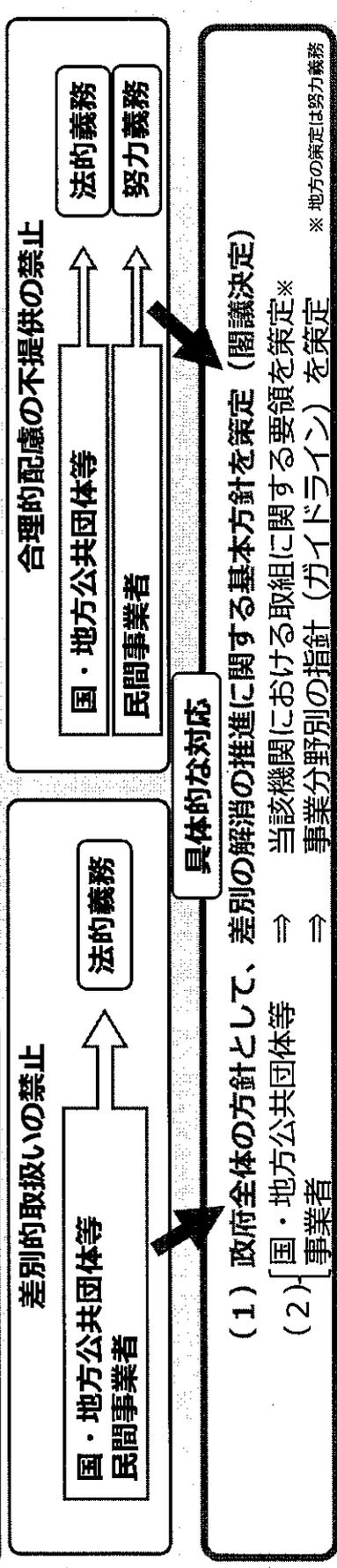
- ・虐待判断件数については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までに市区町村が虐待と判断した事例を集計したものの。
- ・カッコ内については、前回調査(平成25年4月1日から平成26年3月31日)のもの。
- ・都道府県労働局の対応については、平成27年8月27日大臣官房地方課企画室のデータを引用。

# (1) 障害者差別解消法について

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

<b>障害者基本法 第4条</b> <b>基本原則 差別の禁止</b>	<b>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</b> 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	<b>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</b> 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。	<b>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</b> 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
--	---	---	--

### I. 差別を解消するための措置



- 実効性の確保**
- 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

### II. 差別を解消するための支援措置

- 紛争解決・相談 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実
- 地域における連携 ⇒ 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
- 啓発活動 ⇒ 普及・啓発活動の実施
- 情報収集等 ⇒ 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の概要【H27.2.24閣議決定】

### 第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に 関する基本的な方向

- 1 法制定の背景
- 2 基本的な考え方

### 第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする 差別を解消するための措置に関する共通的な事項

- 1 法の対象範囲
- (1) 障害者 (2) 事業者 (3) 対象分野 (雇用分野は  
障害者雇用促進法)
- 2 不当な差別的取扱い

#### (1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

障害者に対し、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービス、各種  
機会の提供を拒否、場所・時間帯などを制限、障害者でない者に対しては位  
さな条件を付けることなどによる、障害者の権利利益の侵害を禁止

#### (2) 正当な理由の判断の視点

客観的に見て正当な目的の下に行われ、目的に照らしやむを得ない場合は、  
正当な理由に相当

個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（安全の確保、財  
産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）、行政機関  
等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み総合的・客観的に  
判断

### 3 合理的配慮

#### (1) 合理的配慮の基本的な考え方

個々の場面で、障害者からの意思表示があった場合に、社会的障壁を除去  
するために必要かつ合理的な取組で、実施に伴う負担が過重でないもの  
多様かつ個別性の高いものであり、代替措置の選択も含め、双方の建設的  
対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で提供されるもの  
技術の進展、社会的情勢の変化等に応じて内容が変わりうるもの

#### (2) 過重な負担の基本的な考え方

事務・事業への影響への程度、実現可能性の程度、費用・負担の程度、事  
務・事業規模、財政・財務状況などを考慮し、総合的・客観的に判断

### 第3, 4 行政機関等/事業者が講ずべき障害を理由とする 差別を解消するための措置に関する基本的な事項

#### 1 基本的な考え方

#### 2 対応要領/対応指針

対応要領：当該機関における職員の取り組み要領

(国、独立行政法人等) ※地方公共団体は努力義務

対応指針：事業者向けの指針 (主務大臣)

#### <記載事項>

- 趣旨 ○不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
- 具体的事例 ○相談体制の整備 ○研修・啓発
- 国の行政機関(主務大臣)における相談窓口

#### 3 主務大臣による行政措置

行政措置に至る事案を未然に防止するため、主務大臣は、事業者から  
の照会・相談に丁寧に丁寧に対応するなどの取組を積極的に行う

### 第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に 関する重要事項

#### 1 環境の整備

#### 2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

#### 3 啓発活動

(1) 行政機関等における職員に対する研修

(2) 事業者における研修

(3) 地域住民等に対する啓発活動

#### 4 障害者差別解消支援地域協議会

#### (1) 趣旨

#### (2) 期待される役割

適切な相談窓口機関の紹介、具体的事案の対応例の共有・協議、構成  
機関等による調停・斡旋等の紛争解決、複数機関による対応等

#### 5 差別の解消に係る施策の推進に関する重要事項

(1) 情報の収集、整理及び提供

(2) 基本方針、対応要領、対応指針の見直し等

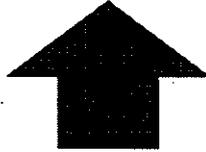
## ■ 対応要領・対応指針の策定

《障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）》

【政府全体】

差別の解消の推進に関する基本方針

政府全体の方針として策定  
【H27.2.24閣議決定】



【厚生労働省】

対応要領

当該機関における職員の取組に関する要領

- 厚生労働省（人事課）
- 中央労働委員会
- 厚労省所管独立行政法人等 18法人

対応指針

事業者向けに事業分野別の指針（ガイドライン）

- 福祉事業者向けガイドライン
- 医療関係事業者向けガイドライン
- 衛生事業者向けガイドライン
- 社会保険労務士の業務を行う事業者向けガイドライン

＜厚生労働省対応要領・対応指針掲載URL＞

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisahukushi/sabetsu\\_kaisho/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/sabetsu_kaisho/index.html)

＜各省庁対応要領・対応指針掲載URL＞

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioyoryo.html>

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>

## ■ 福祉事業者向けガイドラインの概要<1>

### 1 趣旨

福祉分野に関わる事業（地域福祉、児童福祉、老人福祉、障害福祉）を行う事業者向けのガイドライン

### 2 不当な差別的取扱いと考えられる例

- サービスの利用を拒否すること
- サービスの利用を制限すること（場所・時間帯などの制限）
- サービスの利用に際し条件を付すこと（障害のない者には付さない条件を付すこと）
- サービスの利用・提供にあたって、他の者とは異なる取扱いをすること

### 3 合理的配慮と考えられる例

- 基準・手順の柔軟な変更
  - ・障害の特性に応じた休憩時間等の調整などのルール、慣行を柔軟に変更すること
- 物理的環境への配慮
  - ・施設内の段差にスロープを渡すこと など
- 補助器具・サービスの提供
  - ・手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付文書を使用するなど、本人が希望する方法で、わかりやすい説明を行うこと
  - ・パニック等を起こした際に静かに休憩できる場所を設けること
  - ・館内放送を文字化したり、電光表示板で表示したりすること など

### 4 事業者における相談体制の整備

### 5 事業者における研修・啓発

### 6 国の行政機関における相談窓口

### 7 主務大臣による行政措置

## ■ 福祉事業者向けガイドラインの概要<2>

### 福祉事業者向けガイドラインの特色

#### (1) 障害種別ごとの障害特性に応じた対応について記載

<例>

##### 聴覚障害(抄)

- 〔主な特性〕
- ・聴覚障害は外見上わかりにくい障害であり、その人が抱えている困難も他人からは気づかれにくい側面がある
  - ・聴覚障害者は補聴器や人工内耳を装着するほか、コミュニケーション方法には、手話、筆談、口話など様々な方法があるが、どれか一つで十分という事ではなく、多くの聴覚障害者は話す相手や場面によって複数の手段を組み合わせて使用するなど使い分けしている

- 〔主な対応〕
- ・手話や文字表示、手話通訳や要約筆記者の配置など、目で見てわかる情報を提示したりコミュニケーションをとる配慮
  - ・音声だけで話すことは極力避け、視覚的なより具体的な情報も併用
  - ・スマートフォンなどのアプリに音声や文字に変換できるものがあり、これらを使用すると筆談を補うことができる

##### 肢体不自由(車椅子を利用されている場合)(抄)

- 〔主な特性〕
- ・脊髄損傷(対麻痺又は四肢麻痺、排せ障害、知覚障害、体温調節障害など)
  - ・脳性麻痺(不随意運動、手足の緊張、言語障害、知的障害重複の場合もある)
  - ・脳血管障害(片麻痺、運動失調)
  - ・病気等による筋力低下や関節損傷などで歩行が困難な場合もある
  - ・ベッドへの移乗、着替え、洗面、トイレ、入浴など、日常の様々な場面で援助が必要な人の割合が高い

- 〔主な対応〕
- ・段差をなくす、車椅子移動時の幅・走行面の斜度、車椅子用トイレ、施設のドアを引き戸や自動ドアにするなどの配慮
  - ・机アプローチ事に車椅子が入れる高さや作業を容易にする手の届く範囲の考慮
  - ・目線をあわせて会話する

##### 失語症(抄)

- 〔主な特性〕
- ・聞くことの障害
  - ・音は聞こえるが「ことば」の理解に障害があり「話」の内容が分からない。
  - ・話すことの障害
  - ・伝えたいことをうまく言葉や文章にできない。
  - ・読むことの障害
  - ・文字を読んでも理解が難しい
  - ・書くことの障害
  - ・書き間違いが多い、また「てにをは」などをうまく使えない、文を書くことが難しい

- 〔主な対応〕
- ・表情がわかるよう、顔をみながら、ゆっくりと短いことばや文章で、わかりやすく話しかける
  - ・「はい」「いいえ」で答えられるように問いかけると理解しやすい

## ■ 福祉事業者向けガイドラインの概要<3>

### 福祉事業者向けガイドラインの特色

(2) 障害特性に応じた具体的対応例（コラム）を記載

～抄～

#### アンケートも多様な方法で（視覚障害）

アンケートを取る際に、印刷物だけを配布してしまいました。すると、視覚障害の方から、電子データでほしいと要望がありました。電子データであればパソコンの読み上げソフトを利用して回答できるからとのことでした。

紙媒体という画一的な方法ではなく、テキストデータでアンケートを送信し、メールで回答を受け取るという方法をとることで、視覚障害の方にもアンケートに答えてもらえるようになりました。

#### 作業能力を発揮するための一工夫（知的障害）

Aさんは、作業能力はあるけれど、不安が強くなると本来の作業能力が発揮できなくなってしまう。Aさんの担当は清掃作業。1フロアを一人で担当するように任ざれていましたが、広い範囲を一人で任ざれることに不安を感じ、本来の作業能力を発揮できずミスが増えていました。

作業量は変えずに2フロアを2人で担当する様にしたところ、Aさんの不安が減少し、本来の能力を発揮できるようになり、ミスも減りました。

#### 建物の段差が障壁に（肢体不自由）

車椅子を使用している身体障害者（1級）Aさんが、外出中、建物に入ろうとすると大きな段差があり立ち往生してしまいました。

スタッフに協力をお願いしてみると、段差を車椅子で乗り越える手伝いを申し出てくれました。介助のお陰で、無事に建物に入ることができました。

#### 個別の対応で理解が容易に（発達障害）

発達障害のBさんは、利用者全体に向けた説明を聞いても、理解できないことがしばしばある方です。そのため、ルールや変更事項等が伝わらないことでトラブルになってしまいうちも多々ありました。

そこで、Bさんには、全体での説明の他に個別に時間を取り、正面に座り文字やイラストにして直接伝えるようにしたり、様々な説明が理解できるようになり、トラブルが減るようになりました。

(3) 関連情報をコラムで紹介

- 障害者虐待防止法 ○発達障害者支援法 ○身体障害者補助犬 ○障害者に関するマーク
- 児童虐待防止法 ○高齢者虐待防止法 等

## ＜参考：内閣府資料＞ 「合理的配慮サーチ」（合理的配慮等具体例データ集）について

障害者差別解消法は、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を義務付けています。（事業者は努力義務。）

具体的に、どのような場合が「不当な差別的取扱い」に当たるのかは、具体的場面・状況に応じて異なります。また、「合理的配慮」として何をすればよいのかは、障害の特性や具体的場面・状況に応じて、多様かつ個別性の高いものです。

このため、内閣府では、具体例を収集・整理し、国民の皆様にご活用いただくための「合理的配慮等具体例データ集『合理的配慮サーチ』」を立ち上げることとしています。利用者のニーズに応じた情報提供ができるよう、検索機能のほか、障害種別ごと、生活の場面ごとに具体例を一覧できる仕組みを構築しました。

合理的配慮の概念は、未だ社会に定着しているとは言えず、現時点で掲載できる具体例は少数にとどまります。「建設的対話」を通じた「合理的配慮」の取組を、広く社会で共有し、浸透させることが重要です。今後、法の施行とも相まって、さらに具体例を収集・蓄積し、内容を充実させていく予定です。



合理的配慮サーチ

検索

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jjrei/index.html>

障障発0908第1号

平成27年9月8日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長  
（公印省略）

### 指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について

指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき行われているところである。

さて、指定就労継続支援A型については、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を適切かつ効果的に行うこととされているところである。

しかしながら、指定就労継続支援A型事業者の中には、法の趣旨に反し、また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号。以下「運営基準」という。）の規定に抵触すると考えられる不適切な事業運営を行っている事業者があることが指摘されている。

このため、下記のとおり、指定就労継続支援A型の利用手続きや不適切な事業運営の事例に係る指導の際の確認点を整理したので、指導の際に活用いただくとともに、各都道府県におかれては、貴管内市町村に対する周知方よろしく願います。

また、指定就労継続支援A型については、その利用に当たり、指定就労継続支援A型の利用が適切か否かの客観的な判断を行うため、原則として暫定支給決定を行うこととされているので、適切なサービス利用という観点からも、併せて周知方よろしく願います。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

## 記

### 1 就労継続支援A型の利用に係る支給決定手続きについて

就労継続支援A型は、利用者と雇用契約を締結することにより、就労機会を提供しつつ、生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものであり、その利用に当たっては、一定期間の訓練を行うサービスであることを踏まえ、就労継続支援A型の利用が適切か否かの客観的な判断を行うため、原則として、暫定支給決定を行うこととされているので、利用者に対して適切なサービスを提供するという観点からも、適正な支給決定手続きをお願いする。

なお、暫定支給決定が行われた利用者については、雇用保険法施行規則（昭和50年3月10日労働省令第3号）第110条に基づく特定求職者雇用開発助成金の支給対象となる対象労働者から除外され、当該助成金の支給はされないこととなっている。

### 2 不適切な事業運営の事例

#### (1) 生産活動の内容が不適切と考えられる事例

##### ① 事例内容

就労機会の提供に当たり、収益の上がない仕事しか提供しておらず、就労継続支援A型事業の収益だけでは、最低賃金を支払うことが困難であると考えられる事例。

##### ② 指導の際の確認点

ア 就労継続支援A型の利用に当たっては、利用者と雇用契約を締結することとなっており、雇用契約を締結した利用者については、労働関連法規の適用を受ける労働者に該当し、最低賃金法（昭和34年4月15日法律第137号）が適用されることから、最低賃金を支払うことが可能な収益性の高い事業内容であるか、また、利用者に対して当該事業内容を踏まえた仕事が確保されているかを確認する。

確認に当たっては、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月2日社援発1002001号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙「就労支援の事業の会計処理の基準」に基づき作成することとされている「就労支援事業別事業活動明細書」により、収益と費用の比率等を確認することで、最低賃金を支払うことが可能な事業内容であるかどうかを判断する。

## イ 指導に当たっての根拠（運営基準第191条、192条）

運営基準第191条第1項では、「指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない」と規定されていることから、事業者には、就労機会の提供に当たり、事業者が供給しようと考えている物品及び役務に関する市場調査等を実施するとともに、地域の状況を適切に把握することが求められ、その結果を踏まえ、最低賃金を支払うことが可能な収益性の高い仕事を確保する必要がある。

また、運営基準第192条第1項では、「指定就労継続支援A型事業者は、第190条第1項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない」と規定されており、当該規定の趣旨をかんがみれば、最低賃金の水準に留まることなく、就労に関する知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うことにより、賃金水準を高めていくことが事業者には求められている。

したがって、収益の低い仕事しか提供していない場合には、就労機会の提供に当たり、市場調査等の実施や地域の状況を適切に把握しているとはいえず、また、利用者に支払う賃金水準を高めるよう努めているとはいえない。

## (2) サービス提供の形態が不適切と考えられる事例

### ① 事例内容

就労継続支援A型のサービス提供に当たり、利用者の意向や能力等を踏まえた個別支援計画が策定されていない事例や、長く働きたいという利用者の意向にかかわらず、全ての利用者の労働時間を一律に短時間（例：1週間の所定労働時間が20時間）としている事例など、サービス提供に当たっての形態が不適切な事例。

### ② 指導の際の確認点

ア 適切なアセスメントに基づいた個々の利用者に応じた個別支援計画が策定され、当該計画に基づいたサービス提供がされているかを確認する。

また、全ての利用者の労働時間が一律に短時間とされているような場合には、その理由を確認し、適切なアセスメントに基づいた結果であり、かつ、利用者の意向等に反して設定されているものでないかどうかを確認する。

イ 指導に当たっての根拠（運営基準第3条、191条、197条（第58条の準用））

運営基準第3条第1項では、「指定障害福祉サービス事業者（第3章から第5章まで及び第8章から第14章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない」と規定されている。

また、就労継続支援A型において準用する同第58条第2項では、「サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない」と規定されている。

これらの規定に基づき、事業者には、適切な方法でアセスメントを行った上で適切な支援内容を検討し、個々の利用者の意向や適性、障害特性等を踏まえた個別支援計画を策定し、サービスを提供することが求められる。

また、運営基準第191条第2項では、「指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない」と規定されていることから、事業者には、利用者の意向や適性、障害特性等を踏まえ、個々の利用者に適した作業内容や作業時間とすることにより、作業能率を向上させることが求められる。

したがって、個別支援計画が画一的な内容となっている場合や、正当な理由もなく全ての利用者の労働時間を一律に短時間としている場合には、適切な個別支援計画の策定や利用者の意向等を踏まえた就労機会の提供が行われているとはいえない。

なお、特定求職者雇用開発助成金は、短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）を雇い入れた場合であっても支給対象となることから、当該助成金を受給するために利用者の労働時間を一律に短時間としている場合があり、このような理由も上記基準の趣旨から適切

な事業運営とはいえない。

(3) 一定期間経過後に事業所を退所させている事例

① 事例内容

就労継続支援A型の利用に当たり、利用してから一定期間が経過した後、利用者の意向等にかかわらず、就労継続支援B型事業所に移行させるなど、不当に退所させていると考えられる事例。

② 指導の際の確認点

ア 利用者の退所状況に関し、一定期間（例：2年又は3年）が経過した後、に就労継続支援B型事業所に移行し、事業所を退所している利用者について、退所理由を確認する。

確認に当たっては、特定求職者雇用開発助成金の支給対象となっていた利用者について、当該助成金の助成対象期間経過後に退所させられているようなことがないかを確認する。

イ 指導に当たっての根拠（運営基準第197条（第11条の準用））

障害福祉サービスの利用に当たっては、市町村から支給決定を受けなければならないが、当該支給決定には有効期間が定められており、就労継続支援A型の有効期間は、1月間から36月間の範囲内で市町村が定める期間とされており、最大3年間となっている。

一方で、法第5条第14項では、「この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう」と規定されており、就労継続支援A型には、利用期間は定められておらず、支給決定に係る有効期間の更新は可能とされている。

また、就労継続支援A型において準用する運営基準第11条では、「指定居宅介護事業者は、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならない」と規定されている（※）。

これらの規定に基づけば、事業者は、現に就労継続支援A型を利用している者に対し、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、事業所を退所させたりといったことをしてはならず、支給決定の有効期間中の利用者は当然のこととして、支給決定の更新が行われた利用者に対しても適切にサービス提供を行う必要がある。

したがって、特定求職者雇用開発助成金の支給対象となる利用者について、当該助成金の助成対象期間が2年（重度障害者等に該当する場合には3年）であることから、利用者の退所時期が当該助成金の助成対象期間経過後と一致しているような場合には、正当な理由なく、当該助成金の支給終了とあわせて退所させている場合があり、このような取扱いは適切な事業運営とはいえない。

※ 提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは以下の通り。

- ・ 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合
- ・ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ・ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合
- ・ 入院治療が必要な場合

就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(抄)

【参考】施設外就労と施設外支援の違いについて

	施設外就労	施設外支援
当該支援を実施する職員の要否	要	否 (就労移行支援事業で、移行準備支援体制加算(I)を算定する場合は要)
報酬算定の対象となる支援の要件	<p>① 施設外就労を行うユニットについて、1ユニットあたりの利用者数に対して人員配置(最低)基準上又は報酬算定上必要とされる人数(常勤換算方法による。)の職員を配置するとともに、事業所についても、施設外就労を行う者を除いた利用者的人数に対して人員配置(最低)基準上又は報酬算定上必要とされる人数(常勤換算方法による。)の職員を配置すること。</p> <p>② 施設外就労の提供が、当該施設の運営規程に位置づけられていること。</p> <p>③ 施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。</p> <p>④ 緊急時の対応ができること。</p> <p>⑤ 施設外就労により実施する作業内容について、発注元の事業所と契約していること。</p> <p>⑥ 施設外就労により就労している利用者については、月の利用日数のうち最低 2 日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。</p>	<p>① 施設外支援の内容が、当該指定障害福祉サービス事業所等の運営規程に位置づけられていること。</p> <p>② 施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置づけられ、1週間ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること。</p> <p>③ 利用者又は実習受入事業者等から、当該施設外支援の提供期間中の利用者の状況について、聞き取ることにより、日報が作成されていること。</p> <p>④ 施設外支援の提供期間中における緊急時の対応ができること。</p>
本措置による報酬算定対象本体施設利用者の増員分(施設外就労利用者と同数以内)	本措置による報酬算定対象本体施設利用者の増員分(施設外就労利用者と同数以内)	施設外支援利用者
本体施設利用者の増員	可 (利用定員の 100 分の 70 以下)	不可
施設外でのサービス提供期間	無	年間 180 日を限度 (特例の場合、当該期限を超えて提供することも可)

事務連絡  
平成27年12月17日

(関係団体) 御中

医 政 局  
雇用均等・児童家庭局  
社 会 ・ 援 護 局  
障 害 保 健 福 祉 部  
老 健 局  
情報政策担当参事官室

### 施設等における特定個人情報の取扱いについて

日頃から、厚生労働行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年10月より個人番号の通知が順次開始されていますが、介護施設、障害者施設、児童福祉施設、その他の社会福祉施設、医療機関等（以下「施設等」という。）に住民票を移している方や、通知カードの送付に当たり施設等を居所として登録した入所者・長期入院等をしている方については、当該施設等に通知カードが届いている、あるいは、今後届くことが想定されます。

また、これまでも、施設等の職員が各種行政手続等を利用者に代わって行っている場合がありますが、来年1月の個人番号の利用開始以降は、施設等の職員が利用者本人の個人番号を記載した申請書を利用者に代わって提出するなど、今後、施設等において特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を取扱う場面が想定されます。

このため、このような場合の施設等における特定個人情報の取扱いについて、下記のとおり整理しましたので、貴会会員に対して周知をお願い申し上げます。

### 記

#### 第1 施設等で特定個人情報を保管する場合の取扱い等について

通知カードや個人番号カード、個人番号が記載された申請書など特定個人情報が記載された書類については、利用者本人、家族や成年後見人等の代理人が保管することが基本であるが、心身の機能や判断能力の低下等により、利用者本人による保管が困難で、かつ家族や成年後見人等の代理人がいない場合など、これに依ることが困難な場合は、施設等において保管して差し支えないこと。また、この場合は、以下の取扱いとすること。

- (1) 可能な限り、施設等に特定個人情報が記載された書類の保管を委託することについて、利用者本人の意思を確認すること。

- (2) 特定個人情報が漏えいすることのないよう、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（特定個人情報保護委員会）を参考にして、適正に取り扱うこと。また、特定個人情報の漏えいを防止する観点から、通知カードや個人番号カードなど個人番号をマスキング（黒塗りして見えなくすること）することができない書類を除き、個人番号の部分削除又は復元できない程度にマスキング等を行い、特定個人情報に該当しないよう加工した上で、保管することが望ましいこと。
- (3) なお、現時点で利用者本人が保管している場合であっても、家族や成年後見人等の代理人がいない利用者については、心身の機能や判断能力の低下等により、利用者本人による通知カード等の保管が困難となった場合の取扱いについて、あらかじめ利用者本人の意思を確認しておくことが望ましいこと。

※1 施設等で利用者の特定個人情報を保管する場合は、例えば以下の場面が想定される。

- ・ 施設等に通知カードが届いた場合で、心身の機能や判断能力の低下等により、利用者本人による保管が困難である場合
- ・ 利用者本人が、通知カードや個人番号カード、個人番号が記載された申請書など特定個人情報を管理していたものの、その後、心身の機能や判断能力の低下等により、当該書類の保管が困難となる場合 等

## 第2 施設等が利用者本人に代わって個人番号の記載等を含む行政手続に係る申請等を行う場合の取扱いについて

### (1) 代理申請等を行う場合

番号制度では、代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、行政手続の申請等を行い、特定個人情報を提供することが認められており（番号法第19条第3号）、申請等の手続において、個人番号利用事務等実施者による①代理権の確認、②代理人の身元確認、③本人の番号確認を行うことが必要とされている（番号法施行令第12条第2項）。

施設等の職員が、代理権の授与を受けて、利用者本人に代わって行政手続に係る申請等の代理を行う場合は、この①～③の手続が円滑に行われるよう、別紙（「Ⅱ. 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合」）を参考に適切に申請等の手続を行うこと。

### (2) 申請等の代行を行うなど、代理人以外の立場で手続に関与する場合

#### ① 代理権の授与が困難な利用者本人に代わって申請等を行う場合

利用者本人の心身の機能や判断能力の著しい低下等により、代理権の授与が困難である場合は、申請書等に個人番号を記載せず、従来どおりの申請等を行うこと。

#### ② 利用者本人の使者（※2）として申請書等を提出する場合

利用者本人等の意向により、申請書等に個人番号を利用者本人が記入した上で、施設等の職員が、利用者本人の使者として申請書等の提出をする場合は、施設等の職員が個人番号を見ることのないよう、施設等の職員は、申請書等を封筒に入れる等の措置をした上で提出すること。

なお、この場合、施設等の職員は、利用者本人に代わって申請書等に個人番号を記載

することはできないこと。

また、この場合、自治体の申請窓口等においては、本人から郵送により個人番号の提供を受ける場合と同様に、別紙（「I. 本人から個人番号の提供を受ける場合」）のとおり、①番号確認、②身元（実存）確認を行うことが必要とされていること。

※2 利用者本人は、自分の意思で行政手続の内容の確認等ができるが（＝代理権の授与は行わない）、身体の機能の低下等により、利用者本人自身が、申請書等を行政機関等に提出することが困難で、施設等の職員が代わりに提出する場合等を想定。

（お問い合わせ先）

【介護施設について】

担当：老健局総務課 企画法令係

TEL：03-3591-0954（内線 3909）

【障害者施設について】

担当：障害保健福祉部企画課 企画法令係

TEL：03-3595-2389（内線 3017）

【児童福祉施設について】

担当：雇用均等・児童家庭局総務課 企画法令係

TEL：03-3595-2491（内線 7877）

【その他の社会福祉施設について】

担当：社会局総務課 企画法令係

TEL：03-3595-2612（内線 2815）

【医療機関について】

担当：医政局総務課 企画法令係

TEL：03-3595-2189（内線 2519）

【全般について】

担当：情報政策担当参事官室 企画法令係

TEL：03-3595-2314（内線 7439）

※ 想定される主なものを抜粋

【Ⅰ. 本人から個人番号の提供を受ける場合】

番号確認	身元(実存)確認
<p>① 個人番号カード【法16】</p> <p>② 通知カード【法16】</p> <p>③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書【令120】</p> <p>④ ①から③までが困難であると認められる場合【法30】                  ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)                  イ 住民基本台帳の確認(市町村長)                  ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認。                  エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(ⅰ)個人番号、ⅱ 氏名、ⅲ 生年月日又は住所、が記載されているもの)【法70】                  ※ 個人番号利用事務等実施者が発行等する書類などを想定。</p>	<p>① 個人番号カード【法16】</p> <p>② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【法10、法12-1】</p> <p>③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(ⅰ 氏名、ⅱ 生年月日又は住所、が記載されているもの)【法10-2、法2-1】</p> <p>④ ①から③までが困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上【法10-3、法30】                  ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書                  イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(ⅰ 氏名、ⅱ 生年月日又は住所、が記載されているもの)【法10-2、法2-1】</p>

対面・郵送(注1)

【Ⅱ. 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合】

代理権の確認	代理人の身元(実存)の確認
<p>① 法定代理人(注2)の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類【法60-1】</p> <p>② 任意代理人の場合には、委任状【法60-2】</p> <p>③ ①②が困難であると認められる場合には、官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から本人に対して一に限り発行・発給された書類その他の代理権を証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類【法60-3】                  ※ 本人の健康保険証などを想定。</p>	<p>① 代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【法70-1】</p> <p>② 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(ⅰ 氏名、ⅱ 生年月日又は住所、が記載されているもの)【法70-2】</p> <p>③ 法人の場合は、登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(ⅰ 商号又は名称、ⅱ 本店又は主たる事務所の所在地、が記載されているもの)【法70】</p> <p>④ ①②が困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上【法90】                  ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書                  イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(ⅰ 氏名、ⅱ 生年月日又は住所、が記載されているもの)【法90-4】                  ※ 個人番号利用事務等実施者が発行する書類などを想定。</p>

対面・郵送(注1)

(注1) 郵送の場合は、書類又はその写しの提出  
 (注2) 法定代理人には、成年後見人等を想定

## 障害種別ごとの障害特性に応じた対応

### 知的障害

〔主な対応〕

- ・言葉による説明などを理解しにくいいため、ゆっくり、ていねいに、わかりやすく話すことが必要
- ・文書は、漢字を少なくしてルビを振る、文書をわかりやすい表現に直すなどの配慮で理解しやすくなる場合があるが、一人ひとりの障害の特性により異なる
- ・写真、絵、ピクトグラムなどわかりやすい情報提供を工夫する
- ・説明が分からないときに提示するカードを用意したり、本人をよく知る支援者が同席するなど、理解しやすくなる環境を工夫をする

### 発達障害

○自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害（自閉症スペクトラム）

〔主な対応〕

- ・本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
- ・肯定的、具体的、視覚的な伝え方の工夫（「○○をしましょう」といったシンプルな伝え方、その人の興味関心に沿った内容や図・イラストなどを使って説明するなど）
- ・スモールステップによる支援（手順を示す、モデルを見せる、体験練習をする、新しく挑戦する部分は少しずつにするなど）
- ・感覚過敏がある場合は、音や肌触り、室温など感覚面の調整を行う（イヤーマフを活用する、大声で説明せずホワイトボードで内容を伝える、人とぶつからないように居場所を衝立などで区切る、クーラー等の設備のある部屋を利用できるように配慮するなど）

○学習障害（限局性学習障害）

〔主な対応〕

- ・本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
- ・得意な部分を積極的に使って情報を理解し、表現できるようにする（ICTを活用する際は、文字を大きくしたり行間を空けるなど、読みやすくなるように工夫する）
- ・苦手な部分について、課題の量・質を適切に加減する、柔軟な評価をする

○注意欠陥多動性障害（注意欠如・多動性障害）

〔主な対応〕

- ・本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く

- ・短く、はっきりとした言い方で伝える
- ・気の散りにくい座席の位置の工夫、分かりやすいルール提示などの配慮
- ・ストレスケア（傷つき体験への寄り添い、適応行動が出来たことへのこまめな評価）

#### ○その他の発達障害

##### 〔主な対応〕

- ・本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
- ・叱ったり拒否的な態度を取ったり、笑ったり、ひやかしたりしない
- ・日常的な行動の一つとして受け止め、時間をかけて待つ、苦手なことに無理に取組まず出来ることで活躍する環境を作るなど、楽に過ごせる方法を一緒に考える

## 精神障害

#### ○統合失調症

##### 〔主な対応〕

- ・統合失調症は脳の病気であることを理解し、病気について正しい知識を学ぶ必要がある
- ・薬物療法が主な治療となるため、内服を続けるために配慮する
- ・社会との接点を保つことも治療となるため、本人が病気と付き合いながら、他人と交流したり、仕事に就くことを見守る
- ・一方で、ストレスや環境の変化に弱いことを理解し、配慮した対応を心掛ける
- ・一度に多くの情報が入ると混乱するので、伝える情報は紙に書くなどして整理してゆっくり具体的に伝えることを心掛ける
- ・症状が強い時には無理をさせず、しっかりと休養をとったり、速やかに主治医を受診することなどを促す

#### ○気分障害

##### 〔主な対応〕

- ・専門家の診察の上で、家族や本人、周囲の人が病気について理解する
- ・薬物療法が主な治療となるため、内服を続けるために配慮する
- ・うつ状態の時は無理をさせず、しっかりと休養をとれるよう配慮する
- ・躁状態の時は、金銭の管理、安全の管理などに気を付け、対応が難しい時には専門家に相談する
- ・自分を傷つけてしまったり、自殺に至ることもあるため、自殺などを疑わせるような言動があった場合には、本人の安全に配慮した上で、速やかに専門家に相談するよう本人や家族等に促す

## ■ 障害特性に応じた具体的対応例

### 作業能力を発揮するための工夫（知的障害①）

Aさんは、作業能力はあるけれど、不安が強くなると本来の作業能力が発揮できなくなってしまいます。Aさんの担当は清掃作業。1フロアを一人で担当するように任されていたが、広い範囲を一人で任されることに不安を感じ、本来の作業能力を発揮できずミスが増えていました。

作業量は変えずに2フロアを2人で担当する様にしたところ、Aさんの不安が減少し、本来の能力を発揮できるようになり、ミスも減りました。

### 対人コミュニケーションに困難を抱える若者の就労支援（知的障害②）

Bさんは、高校を中退後、一時アルバイトを経験したものの、すぐに辞めてしまったからは就労から遠ざかった生活を続けていました。軽度の知的障害が疑われ、対人コミュニケーションに課題を抱えるBさんは、以前、アルバイト先の上司から強く叱責を受けたことで、すっかり自信と意欲を失っていたのです。

生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関は、すべての書類にルビを振り、また、Bさんが理解するまで繰り返し丁寧な説明を行うなど、Bさんの社会参加に向けて粘り強い支援を行いました。並行して、就労支援員がBさんの特性に理解のある職場の開拓をすすめました。その結果、アルバイト経験があり、本人の関心の高い飲食業界において、就労訓練事業として週3日、3時間程度の就労から始めることになりました。現在も、自立相談支援機関がBさん本人と就労先双方へのフォローを行いながら就労の継続を支援しています。

### コミュニケーション支援機器を用いた就労訓練（発達障害①）

発達障害のAさんは、就労訓練サービスを利用しています。挨拶、作業の終了時、作業中に必要と思われる会話（「おはようございます」「さようなら」「仕事が終わりました」「袋を持ってきてください」「紐を取ってください」「トイレへ行ってきます」「いらっしやいませ」「100円です」等）をVOCA（会話補助装置）に録音し、伝えたいメッセージのシンボル（絵・写真・文字）を押してコミュニケーションをとるようにしたことで作業に集中することができ、休みなく事業所へ通う事ができるようになりました。

### 個別の対応で理解が容易に（発達障害②）

発達障害のBさんは、利用者全体に向けた説明を聞いても、理解できないことがしばしばある方です。そのため、ルールや変更事項等が伝わらないことでトラ

ブルになってしまうことも多々ありました。

そこで、Bさんには、全体での説明の他に個別に時間を取り、正面に座り文字やイラストにして直接伝えるようにしたら、様々な説明が理解できるようになり、トラブルが減るようになりました。

#### 本人が安心して過ごすための事前説明（発達障害③）

発達障害のCさんは、就労継続支援事業を利用していますが、広い作業室の中で職員を見つけることが出来ない方でした。職員に連絡したくても連絡できず、作業の中で解らないことや聞きたいことがあってもそれが聞けず、不安や混乱が高まっていました。

そこで、来所時にあらかじめCさんに職員の場所を図で示したり、現地を確認する、ユニフォームの違いを伝えるなど、職員をみつけるための手がかりを知らせておくようにしたら、Cさんは安心して作業に集中できるようになりました。

#### 苦手なことに対しては、事前のサポート（発達障害④）

発達障害のDさんは文字の読み書きが苦手であり、様々な手続きの際、書類の記入欄を間違えたり、誤字を書いてしまったりして、何回も書き直さなければなりませんでした。

そこで、Dさんの相談を受けている職員は、「記入欄に鉛筆で丸をつけたり付箋を貼って示す」「書類のモデルを作成して示す」「職員が鉛筆で下書きする」などを試したところ、書類作成を失敗する回数が少なくなりました。

#### 薬が効くまでの時間をもらえると（精神障害）

Aさんは、精神障害当事者としての経験を活かして、福祉サービス事業所でピアサポーターとして活動しています。しかし、月に一度位は幻聴が出現することがあり、Aさんは活動に支障が出ることをとても心配していました。職員に相談すると、「普段はどうしているのですか？」と質問され、Aさんは頓服薬を飲んで1時間位静養すると治まってくると説明しました。すると、「ご自分で対処できるならそうして下さい」「症状があっても、工夫をしながら活動を続けられるといいですね」「他の利用者の励みになるのだから気にする必要はないと思います」と言われて、幻聴が出た時は頓服が効くまで静養できることになりました。

その後、Aさんは、ピアサポーターとして自信を持ちながら、安心して活動を続けています。

# 基準条例の制定の概要について（障害者総合支援法関係）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法及び第2次一括法）等の施行により、従来、国の省令で定められていた障害福祉サービスや障害者支援施設等に関する基準について、県条例により基準を定めることとなった。これを受け、県では、次のとおり6条例を制定した（平成25年4月1日施行）。

## 1 基準を定める条例

- ① 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
  - ② 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
  - ③ 障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例
  - ④ 障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例
  - ⑤ 地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例
  - ⑥ 福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例
- ※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく」が上に付く。

## 2 独自基準の概要

### ●防災・非常災害対策

#### 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

（非常災害対策）

第72条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、利用者の障害の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し、それらの内容を定期的に従業員に周知しなければならない。
- 3 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。
- 4 指定療養介護事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、近隣住民、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。
- 5 指定療養介護事業者は、非常災害時において、障害者、高齢者、乳幼児等特に配慮を要する者の支援に努めるものとする。

#### <基準設定の理由>

実効性の高い非常災害対策となるように、避難等の計画段階から災害の態様ごとに具体的な対策を立て、必要な訓練を行うことを義務付ける。

施設の火災等においては、施設職員だけでは対応が必ずしも十分でない場合が多いことから、関係自治体、近隣住民、医療機関、他の社会福祉施設等との日常の連携を密にし、緊急時の応援・協力体制を確保することを努力義務とする。

また、災害時要援護者の支援を行うため、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所等は受入れや支援に配慮することを努力義務とする。

## ●虐待防止

### 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

#### 第3条

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営規程)

第32条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程(第36条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

八 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項

#### <基準設定の理由>

虐待の早期発見及び問題解決のため、県や市町村等が行う調査に協力することを求める。

## ●食事(地産地消)

### 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

(食事)

第88条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無について説明を行うとともに、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。

4 指定生活介護事業者は、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事を提供するよう努めなければならない。

5 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

#### <基準設定の理由>

食の安全や食育、地場産品の消費拡大の観点から、季節感のある食事の提供を行うとともに、食事の地産地消に配慮することを努力義務とする。

## ●社会生活への配慮

### 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

(その他のサービスの提供)

第65条 指定療養介護事業者は、利用者からの要望を考慮し、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するよう努めなければならない。

<基準設定の理由>

充実した日常生活につながるよう、利用者の個々の趣味や嗜好に配慮したレクリエーション行事を行うなど、幅広い取組を行うことを努力義務とする。

●成年後見制度の活用

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例  
(その他のサービスの提供)

第65条

- 3 指定療養介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用できるように配慮しなければならない。

<基準設定の理由>

適正な契約手続等の支援の促進を図るため、成年後見制度の活用に配慮する。

●情報開示

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例  
(記録の整備等)

第43条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から五年間保存しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、利用者又はその家族から当該利用者に係る前項の記録の開示を求められた場合は、当該利用者の不利益にならない範囲において可能な限り開示するよう努めなければならない。

<基準設定の理由>

利用者等への正確な情報提供を行うため、積極的に情報開示を行うことを努力義務とする。

●工賃の向上

地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例  
(工賃の支払等)

第13条 地域活動支援センターは、生産活動に従事する者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、前項の工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

<基準設定の理由>

利用者が自立した日常生活等を営むことを支援するため、工賃の水準を高めることを努力義務とする。(①～④については、国の省令に同様の規定あり)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（案）」について

## 1. 改正法令

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）
- ・ 厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成 15 年厚生労働省令第 132 号）

## 2. 改正の概要

現在、厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令第 4 条に基づき指定小規模多機能型居宅介護事業者が提供している障害者に対する通いサービス（以下「特区サービス」という。）について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく基準該当自立訓練として全国展開するため、所要の改正を行う。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正【第 1 条関係】

特区サービスを障害者総合支援法に基づく基準該当自立訓練として全国展開するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に、新たに「指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例」に係る基準を規定する。

具体的には、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）において障害者に対し通いサービスを提供した場合に、当該通いサービスを基準該当自立訓練とみなすこと、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用定員について、現行の小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所における通いサービスの利用定員の範囲内とすること等を規定する。

(2) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正【第2条関係】

現行の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の要件における登録定員及び通いサービスの利用定員に、基準該当自立訓練とみなされる通いサービスを利用する障害者の数を含めること等を規定する。

(3) 厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部改正【第3条関係】

基準該当自立訓練に係る特例の規定を削除する。

### 3. 施行日

平成28年4月1日（予定）

### 4. 根拠法令

- ・ 障害者総合支援法第30条第2項
- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の4第2項
- ・ 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第34条

平成26年度 指定障害福祉サービス事業者等に対する指定及び指導等の状況

更正改善指導事項		都道府県市名																			岡山県				
		居宅介護事業所	重度訪問介護事業所	同行援護事業所	行動援護事業所	療養介護事業所	生活介護事業所	短期入所事業所	重度障害者等包括支援施設	障害者支援施設	自立訓練(機能訓練)事業	自立訓練(生活訓練)事業	就労移行支援事業所	就労継続支援(A型)事業	就労継続支援(B型)事業	共同生活援助事業所	地域移行支援事業所	地域定着支援事業所	児童発達支援事業所	医療型児童発達支援事業	放課後等デイサービス事業	保育所等訪問支援事業	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	
1 指定等の状況																									
前年度末現在の指定事業所等数(A)		100	77	31	10	2	62	34	27	1	5	9	32	68	42	22	21	58	2	52	4	1	1		
当該年度(平成26年度)の指定状況(B)	指定(a)	5	5	1			7	4				1	6	6	6	3	2	11		14	2				
	更新	9	8			1	5	2	1			1		4	2										
	廃止(b)	5	5	1								1	1		1	1	1	1		1					
	辞退等(c)																								
	取消(d)	1	1																						
期間を定めての効力停止																									
平成26年度末の指定事業所等数(A)+(B)		99	76	31	10	2	69	38	0	27	1	5	9	37	74	47	24	22	68	2	65	6	1	1	
2 指導及び監査の状況																									
事業所等数		100	77	31	10	2	62	34	0	27	1	5	9	32	68	42	22	21	58	2	52	4	1	1	
集団指導	計画数	100	77	31	10	2	62	34	27	1	5	9	32	68	42			58	2	52	4	1	1		
	実施数	82	60	27	6		50	25	21		3	9	31	50	32			37	1	28	4				
	実施率(%)	82%	78%	87%	60%	0%	81%	74%	78%	0%	60%	100%	97%	74%	76%	0%	0%	64%	50%	54%	100%	0%	0%		
実地指導	計画数	34	23	13	3	1	12	14	15			2	14	27	14	7	7	27		27	1	1			
	実施数	32	26	13	3	1	12	12	13			2	14	27	15	7	7	23		26	1				
	実施率(%)	32%	34%	42%	30%	50%	19%	35%	48%	0%	0%	22%	44%	40%	36%	32%	33%	40%	0%	50%	25%	0%	0%		
監査	実施数	1	1																						
3 実地指導結果の事項別更正改善指導状況																									
第1 基本方針・一般原則		2	2				1		1					2	3			12		11	1				
第2 人員に関する基準		(3)	(2)	(1)	( )	( )	(2)	(1)	( )	(1)	( )	(0)	(1)	(2)	(4)	(4)	( )	(1)	(7)	( )	(7)	( )	( )		
1 従業者の員数(生活支援員、看護職員等)		3	2	1			2	1	1				1	2	4			5		4					
2 サービス提供(児童発達支援管理)責任者												1		1						1					
3 管理者																	1	2		2					
4 利用者数の算定													1	1											
5 職務の専従													1												
6 従たる事業所設置の場合の特例																									
7 訪問による指定自立訓練																									
第3 設備に関する基準									1				1					1							
第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(8)	(2)	(1)	(12)	(9)	( )	(12)	( )	(0)	(2)	(14)	(26)	(15)	(6)	(6)	(25)	( )	(26)	(1)	( )		
1 内容及び手続の説明及び同意		15	12	5	1	1	4	4	10			1	12	13	10	3	3	20		18	1				
2 契約支給量(契約内容)の報告等		8	6	3	1		2						4	7		1	1	7		10					
3 提供拒否の禁止																									
4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整							1																		
5 サービス提供困難時の対応																									
6 受給資格の確認		4	3	2	1		3						3	2	2	1	1	2		2					
7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																									
8 心身の状況等の把握		1	1																						
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等													1	1				1		1					
10 身分を証する書類の携行		2	1													1	1					1			
11 サービスの提供の記録		8	8	2	2	1	9	4	6			1	7	14	8	2	2	10		11					

是正改善指導事項	居宅介護事業所	重度訪問介護事業所	同行援護事業所	行動援護事業所	療養介護事業所	生活介護事業所	短期入所事業所	重度障害者等包括支援センター	障害者支援施設	自立訓練(機能訓練)事業	自立訓練(生活訓練)事業	就労移行支援事業所	就労継続支援(A型)事業	就労継続支援(B型)事業	共同生活援助事業所	地域移行支援事業所	地域定着支援事業所	児童発達支援事業所	医療型児童発達支援事業所	放課後等デイサービス事業	保育所等訪問支援事業	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	
12 利用定員																								
13 開始及び終了(入退居)・居住地変更への対応																								
14 入退所(居)の記録の記載等							1								4									
15 指定事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等															2			1			1			
16 利用者負担額等の受領	2					1			2				1	1	2			3			5			
17 利用者負担額に係る管理														1				1			1			
18 給付費等の額に係る通知等	4	3	1	1		3						1	4	4	2	1	1	1			2			
19 取扱方針																					1			
20 計画の作成(書類の交付)	7	2	1		1	5			6			2	6	19	7	3	3	8			9			
21 サービス提供(児童発達支援管理)責任者の責務						4			4			1	1	9	3									
22 管理者の責務(管理者による管理等)	4	1	1										2			1								
23 同居家族に対するサービス提供の禁止																								
24 (その他の)サービスの提供							1																	
25 検討等																								
26 相談及び援助																								
27 (機能)訓練・指導等																								
28 雇用契約の締結等													3											
29 看護・介護・家事等																								
30 生産活動・就労													1	4										
31 工賃の支払・賃金												1	2	17										
32 実習の実施														1										
33 求職活動の支援等																								
34 職場への定着のための支援												1		2										
35 就職状況の報告																								
36 利用者及び従業者以外の者の雇用													1											
37 社会生活上の便宜の供与等																								
38 地域生活移行のための支援																								
39 食 事														1				1						
40 実施主体																								
41 事業所の体制・支援体制の確保																								
42 障害福祉サービスの提供に係る基準																								
43 健康管理													3					1						
44 緊急時等の対応						1						1	3	2	1			3			3			
45 入院期間中の取扱い																								
46 支給決定障害者等に関する市町村への通知	1	1					1					1	1	4		2	2	1			2			
47 運営規程	13	9	3	1		4		1			1	3	11	5	5	5	3				4			
48 介護等の総合的な提供																								
49 勤務体制の確保等	3	2							1				1	3	1			3			3			
50 定員の遵守						2		2				4	2					13			11			
51 非常災害対策						4	2	4			1	7	12	5				17			15			
52 設備及び備品等																								
53 衛生管理等						1	1	1			1	4	2	2				3			3	1		
54 協力医療機関等													1		1			1			1			
55 掲 示	2	1			1	3					2	2	5	3				5			7	1		
56 秘密保持等	2	2			2						1	4	8	3	1	1	5				5			
57 情報の提供等(広告)												1		1	1	1					2			
58 利益供与(収受)等の禁止																								
59 苦情解決	1	1									1	1	2								1			
60 事故発生時の対応	2	2	1					1			1	4	7	2				5			6			

是正改善指導事項	事業所種別																							
	居宅介護事業所	重度訪問介護事業所	同行介護事業所	行動支援事業所	療養介護事業所	生活介護事業所	短期入所事業所	重度障害者等包括支援施設	障害者支援施設	自立訓練(機能訓練)事業	自立訓練(生活訓練)事業	就労移行支援事業所	就労継続支援(A型)事業	就労継続支援(B型)事業	共同生活援助事業所	地域移行支援事業所	地域定着支援事業所	児童発達支援事業所	医療型児童発達支援事業	放課後等デイサービス事業	保育所等訪問支援事業	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	
61 会計の区分	3	2	2	1			1		2				3	1	1	3	3	12		14				
62 身体拘束等の禁止							1		1			1	2	3				3		3				
63 地域との連携等(関係機関との連絡調整)																		1						
64 記録の整備	3	3				1	1					1	1	3	3			4		3				
65 経過措置・特例																								
66 虐待の禁止																		3		4				
67 懲戒に係る権限の乱用禁止																								
68 障害児に係る給付金の金銭管理																								
69 障害福祉サービスの体験的利用支援																								
70 体験的な宿泊支援																								
71 その他( )																								
その他( )																								
その他( )																								
その他( )																								
第5 多機能型(一体型)に関する特例																								
第6 変更の届出等	5	5				3	4		3			1	5	9	2	3	3	3		1				
第7 給付費の算定及び取扱い	(6)	(2)	(1)	( )	( )	(7)	(4)	( )	(11)	( )	(0)	(0)	(10)	(14)	(9)	(2)	(2)	(15)	( )	(15)	( )	( )	( )	( )
1 基本事項																		1		1				
2 ○○サービス費・○○給付費	2											2	1	1		2				5				
3 各種加算	4	2	1			7	4		11			9	14	8	2		15		13					
第8 その他	(16)	(13)	(5)	(2)	( )	(8)	(5)	( )	(6)	( )	(0)	(2)	(8)	(15)	(10)	(6)	(6)	(6)	( )	(8)	( )	( )	( )	( )
1 その他(重要事項説明 )	16	13	5	2		8	5		6			2	8	15	10	6	6	6		8				
2 その他( )																								
3 その他( )																								
4 その他( )																								
5 その他( )																								

- (注) 1 「広域連合等」とは、地方自治法に基づく一部事務組合、広域連合を言う。
- 2 「実地指導結果の事項別是正改善指導状況」欄の( )の中には、各事項の積み上げ合計数ではなく、是正改善指導を行った事業所等実数を記入すること。従って、( )を付した事項に関しては、是正改善指導数の合計数の記入は要しない。
- 3 第1～第7に該当しない項目は、第8「その他」欄に記入すること。その際、( )内に具体的指導事項を記入すること。
- 4 指定都市・中核市の新設に伴う移譲については、「前年度末現在の指定事業所等数(A)」で整理(県は減、市は増)して記入すること。
- 5 「当該年度の指定状況(B)」欄について、指定の更新をせずに失効となったものは、「辞退等」に記入すること。

# 最近の実地指導等での主な指導事項の内容【施設・通所・居住系事業所】

No.	対象サービス	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)
1	全サービス	内容及び手続の説明及び同意	利用申込者に対しサービスの選択に必要な重要事項を記した重要事項説明書に必要事項である事故発生時の対応について記載漏れ、苦情相談担当窓口としての苦情解決責任者及び苦情受付担当者の方しか記載されていない、重要事項説明書に記載された営業時間が運営規程と相異していた。	利用申込者に対しサービスの選択に必要な重要事項を記した重要事項説明書には、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を記載すること。
2	全サービス	内容及び手続の説明及び同意	利用契約は、事業者と利用者で締結することとなるが、契約者欄には事業所名称及び事業所管理者名が記載され、契約を締結していた。 利用契約書にサービス提供開始年月日の記載がなかった。 利用契約が成立したときに交付が必要な重要事項説明書及び利用契約書が交付されていなかった。 利用契約書について、契約更新が行われていない事例が見受けられた。	利用契約は、事業者名称をもって契約を締結すること。 利用契約書には、サービス提供開始年月日を必ず記載すること。 利用契約が成立したときは、書面で交付が必要な重要事項説明書及び利用契約書を、利用者に対し、必ず交付すること。 利用契約書について、契約の終期が設定されている場合に継続して利用する際は、必ず契約の更新手続きを行うこと。
3	全サービス	契約支給量の報告	サービス提供に係る契約が成立した際に、利用者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、サービスの内容及びその提供量並びに契約日等の必要な事項が記載されていないことがあった。 利用契約をしたときに、当該利用者の支給決定市町村に対し、契約内容等の報告をしなければならぬが、当該報告を行っていないことがあった。	サービス提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、サービスの内容及びその提供量並びに契約日等の必要な事項を記載すること。 利用契約が成立した時は、受給者証記載事項等の必要な事項を関係する市町村に遅滞なく報告すること。
4	全サービス	法定代理受領の額の通知	市町村から法定代理受領により訓練等給付費の支給を受けたにも関わらず、利用者に対しその額を通知していない。	市町村から法定代理受領により訓練等給付費の支給を受けた場合には、利用者に対しその額を通知しなければならない。
5	全サービス	利用者負担額の受領	利用者から提供した便宜に要する費用(食事の提供に要する費用)の支払いを受けた際に、当該利用者に対し領収証を交付していないことがあった。	利用者から提供した便宜に要する費用の支払いを受けた場合は、当該利用者に対し必ず領収証を交付すること。
6	全サービス	変更の届出	管理者及び役員等の変更が、変更があった日から10日以内に届出されていないことがあった。 県に届出されている平面図での利用申し込み等に係る相談スペースの場所が変更されていたが変更の届出がされていなかった。	県に届出されている事項に変更が生じた場合には、変更が生じた日から10日以内に変更の届出を行うこと。

No.	対象サービス	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)
7	全サービス	サービス提供の記録	サービスの通所利用者について、当該サービスの提供に際し、そのサービスの提供日、内容その他の必要な事項を、その都度記録するとともに、利用者からサービスを提供した旨の確認を受けておらず、月末まとめて利用者確認が行われていた。	サービスの通所利用者については、当該サービスの提供に際し、そのサービスの提供日、内容その他の必要な事項を、その都度記録するとともに、利用者からサービスを提供した旨の確認を受けること。
8	全サービス	サービス提供の記録	サービスの提供記録について、月単位でまとめて実績の記録を行っていた。	サービスの提供記録については、サービスの提供の記録として、提供日・内容・その他必要事項をその都度記録し、利用者の確認を得ること。
9	全サービス	勤務体制の確保等	従業者の資質向上のため、研修計画を作成し、当該計画に従って研修を実施していない。	従業者の資質向上のため、研修計画を作成し、当該計画に従って研修を実施すること。
10	全サービス	勤務体制の確保等	職員の勤務状況について、予定表しか作成されていない。	毎月作成している職員の勤務表について、職種、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にし、実績についても記録しておくこと。
11	全サービス	勤務体制の確保等	管理者兼サービス管理責任者が、同一事業所の調理員を兼ねていた。 基準上必要な員数の従業者が配置されていなかった。	原則として、基準上認められる範囲で兼務が可能なのは2職種までであり、常勤専従での配置が必要なサービス管理責任者が管理者に加え加算対象となる調理員との兼務は認められないことから、別に常勤専従のサービス管理責任者又は調理員の配置を行うこと。 人員基準の欠如が生じないよう従業者の勤務体制を確保することを指定事業者の責務として認識し、適正な運営を行うこと。
12	全サービス	勤務体制の確保等	雇用している従業者のうち、雇用契約書等や、給与明細を作っておらず、出勤簿等がない従業者がいた。	雇用する従業者については、雇用契約書等や給与明細を作成保存すること。また、従業者の勤怠管理を適切に行い、その記録を作成保存し、雇用している従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等の雇用条件等を明確にすること。
13	全サービス	重要事項の揭示	重要事項の揭示がされていない。	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示すること。
14	全サービス	介護給付費・訓練等給付費の額に係る通知等	法定代理受領により市町村から介護給付費・訓練等給付費を支給された場合、利用者に対してその額を通知していない。	法定代理受領により市町村から介護給付費・訓練等給付費を支給された場合、利用者に対してその額を通知すること。
15	全サービス	設備	事業所の施設として未届けの場所を使用していた。また、届出されていた平面図での用途が変更されている部屋が確認された。 届出された洗面所に鏡がなく洗面所としての機能を満たしていないものであった。 設備の破損があり、利用者がその破損部分で怪我をする恐れがあった。	事業所の設備として使用する場合は、事業所の平面図の変更届を速やかに行うこと。 届出された洗面所には鏡がなく洗面所としての機能を満たしていないものであった。洗面所として必要な機能の整備をすること。なお、別途洗面所設備を整備する場合は平面図の変更届を行う等の措置を講ずること。 設備等の破損が発生し、利用者に怪我の恐れがある場合は、速やかに補修等を行うこと。

No.	対象サービス	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)
16	全サービス	非常災害対策	避難訓練、消火訓練が行われていない	非常災害に備えるため、避難訓練及び消火訓練を、定期的に行うこと。また、その記録を整備すること。
17	全サービス	非常災害対策	主たる事業所以外の作業場(出張所)での非常災害時の避難等訓練が実施されていなかった。	主たる事業所以外の従たる事業場(出張所)についても、非常災害発生時に対応する訓練を定期的の実施すること。
18	全サービス	非常災害対策	消火器等の消防設備の設置について、消防法等での設置義務がある場合に、必要な法定点検が実施されていなかった。	消火器等の消防設備の設置について、消防法等での設置義務がある場合は、6ヶ月毎の業者点検を行うこと。なお、消火器等の設置義務がない場合でも、自主的な外装点検等を定期的に実施することが望ましい。
19	全サービス	非常災害対策	①具体的計画等(対応マニュアル、緊急連絡網等)が従業者に周知できていない。 ②事業所の見やすい場所に、計画等の概要が掲示されていない。	事業者は、当該事業所が立地する地域の自然条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し、それらの内容を定期的に従業者に周知すること。また、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示すること。
20	全サービス	非常災害対策	非常災害に関する具体的計画の策定、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制が適切に整備されていなかった。	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を消防署等に確認して整備等行うとともに、非常災害に関する具体的計画の策定、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知すること。
21	全サービス	秘密保持等	他の事業者等に対し、利用者又は家族に関する情報を提供しなかった。	他の事業者等に対し、利用者又は家族に関する情報は、あらかじめ文書により利用者又は家族の同意(包括的な同意で可)を得ること。
22	全サービス	秘密保持等	利用者に係る個人情報(記載されたファイルが、外部の者が閲覧できる環境(事務所の透明ガラスの戸棚に保管)で保存されていた)。	利用者の個人情報(記載されたファイル等)については、外部から容易に確認されることのないよう、個人情報保護の観点から、保管場所に目隠し等の措置を施すなど適切な管理を行うこと。
23	全サービス	個別支援計画	サービスの提供は利用者の意向、適性、障害の特性その他の事項を踏まえて作成された個別支援計画に基づき行う必要があるが、サービス提供開始後に、アセスメントが行われなかった。	サービスの提供は利用者の意向、適性、障害の特性その他の事項を踏まえて作成された個別支援計画に基づき行う必要がある。利用開始当初の当該計画が暫定的な内容であっても、サービス提供開始日までに当該利用者の個別支援計画を作成し、当該計画に基づき支援を行うこと。 なお、暫定的な個別支援計画を作成した場合は、早期にモニタリング(継続的なアセスメントを含む。)を実施し、当該計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うこと。
24	全サービス	個別支援計画	サービス管理責任者による個別支援計画の作成に係る会議(担当者会議)の開催が不明確であった。	サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議(担当者会議)を開催し、計画の原案の内容について担当者等の意見を求め、その記録を整備すること。 サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際は、当該個別支援計画を対象利用者に交付すること。

No.	対象サービス	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)
25	全サービス	預かり金	利用者からの預かり金等(現金、通帳、受給者証等)を管理しているが、当該預かり金等の管理方法等を定めた管理規程が整備されていないかった。	利用者からの預かり金等(現金、通帳、受給者証等)を管理する場合は、当該預かり金等の管理方法等を定めた管理規程を定め、預かり金等の管理手続き、管理責任者及び出納担当等による複数人での管理体制、保管場所、利用者への残高等の確認を受ける方法及び現金出納帳等の必要な書類を定め、適正な管理を行うこと。
26	全サービス	食事	利用者への食事の提供に際して、その献立が事前に作成されていないかった。	利用者への食事の提供に際しては、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明確にするため記録等を保管すること。また、栄養士による栄養管理が行われていない場合は献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めること。
27	全サービス	衛生管理	流し台や便所の手洗い、洗面所に、共用の手ふきタオルが設置されていた。	感染症及び食中毒の発生及びまん延防止のため、共用される可能性のあるタオルは撤去し、手拭き用のペーパータオルの設置等により対応すること。
28	就労継続支援	運営規程	サービスを提供している曜日があるにもかかわらず、運営規程及び重要事項説明書等にその旨の記載がなかった。	変更を行うとともに、利用者等へ説明すること。 なお、運営規程を変更した場合は、変更後10日以内に届け出ること。
29	就労継続支援	勤務体制の確保等	雇用契約を締結している利用者に対し健康診断を実施していなかった。	雇用契約を締結している利用者についても、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条第1項で定められた従業員に対する健康診断を実施し、その記録を整備、保管すること。また、健康診断の結果、異常があると診断された従業員に関する健康の為に必要な措置を講ずること。
30	就労継続支援	勤務体制の確保等	サービス管理責任者は、当該職務が適切に行えていない状態にもかかわらず他の職務に従事していた	サービス管理責任者は、当該職務が適切に行えていない状態で他の職務に従事しないこと。
31	就労継続支援	勤務体制の確保等	利用者の人権擁護及び虐待防止への取組ができていない。	「虐待防止マニュアル」を作成し、利用者の人権擁護及び虐待防止への取組や適切な措置を明確に規定することが望ましい。また、あわせて虐待防止責任者を選定すること。
32	就労継続支援	サービス提供の記録	サービス提供記録について、サービス提供の都度記録し、利用者から確認を受けていない。	サービスの提供日、提供した具体的内容を記載したサービス提供記録について、サービス提供の都度利用者から確認を受けること。なお、サービス提供実績記録票についても同様に行うこと。
33	就労継続支援	賃金又は工賃	年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知していない。	年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知すること。
34	就労継続支援	賃金又は工賃	就労事業が赤字になっている。	収支改善の取り組みを行うこと。
35	就労継続支援	賃金又は工賃	利用者に支払う賃金から法定控除(社会保険料、所得税等)以外が控除されていた。	法定控除以外の賃金からの控除は、労働基準法第24条に基づく労使協定が必要であることから、必要に応じて所管する労働基準監督署に確認するなどし、適正な賃金支払いを行うこと。
36	就労継続支援	秘密保持等	従業員が業務上知り得た秘密について、在職中はもとより、退職後においても他に漏らすことのないよう、秘密保持に関する誓約書の徴取等必要な措置を講じていなかった。	秘密保持に関する誓約書の徴取等必要な措置を講じること。

No.	対象サービス	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)
37	就労継続支援 会区分		生産活動を行うサービス就労支援事業会計は、その収入から生産活動に要した必要経費を控除した額に相当する金額が利用者への賃金等の支払い原資となるが、その会計処理が不明瞭な状況となっていた。また、事業所の貸借費用について、就労支援事業会計の経費として取り扱っていた。	就労支援事業会計は、給付費等の報酬を主な収入とする福祉事業会計と区分して管理する必要があり。特に就労支援事業会計は、その収入から生産活動に要した必要経費を控除した額に相当する金額が利用者への賃金の支払い原資となることから、厳重な管理が求められるものであり、厚生労働省社会・援護局長通知「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」(平成18年10月2日社援発第1002001号)に則った適正な管理を行うこと。また、主たる事業所等の貸借費用については、福祉事業会計に属する経費であり、当該経費の取り扱いに留意すること。
38	就労継続支援	個別支援計画	施設外就労に従事している利用者について、施設外就労の内容が就労継続支援A型に計画が就労継続支援A型に計画に位置付けられていなかった。	施設外就労に従事している利用者について、施設外就労の内容が就労継続支援A型に計画に位置付けられていなかったため、就労継続支援A型計画に施設外就労の内容を位置付けた上でサービスを提供すること。
39	就労継続支援	個別支援計画	計画作成後のモニタリング、計画の見直しが行われていない	就労継続支援A型計画について、作成後は継続的にモニタリングを行い、最低でも6か月に1回は計画の見直しを行うこと。
40	就労継続支援	個別支援計画	施設外支援を行っている利用者の個別支援計画が1週間ごとに見直されていなかった。	施設外支援を行っている利用者の個別支援計画は1週間ごとに見直すこと。
41	就労継続支援	事故発生時の対応	利用者へのサービス提供により事故等が発生した場合の対応について定めていない。	利用者へのサービス提供により事故等が発生した場合の対応を定めた事故対応マニュアルを定め、従業者に周知し、適正な支援に努めること。
42	就労継続支援	施設外就労	施設外就労に関して企業等と締結している契約書について、業務委託契約として締結されており、さらに、その契約内容についても、必要な記載事項「作業の完成についての財政上及び法律上の全ての責任は事業所を運営する法人が負うものであること。」等が記載されていない。	施設外就労に関して企業等と締結する契約については、請負契約とすること。さらに、その契約内容についても、必要な記載事項「作業の完成についての財政上及び法律上の全ての責任は事業所を運営する法人が負うものであること。」等を記載すること。
43	就労継続支援	施設外就労	施設外就労に従事している利用者について、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価を行った評価日が確認できない事例が見受けられた。	施設外就労に従事している利用者については、月の利用日数のうち最低2日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等の必要な支援を行う必要がある。また、当該評価を行った評価日が確認できるよう、サービス提供記録等に記載すること。
44	共同生活援助	内容及び手続の説明及び同意	体験利用者について、利用契約を締結していない。	体験利用者についても利用契約を締結し、書面を交付すること。
45	共同生活援助	サービス提供の記録	提供したサービスについて利用者へ伝達すべき事項(提供日、提供したサービスの具体的内容及び利用者へ伝達すべき事項等)を記録した「サービス提供記録」がない。	サービス提供記録を作成するとともに、利用者の確認を受けること。なお、サービス提供実績記録とサービス提供記録は兼用様式として差し支えない。
46	施設入所支援	社会生活上の便宜の供与等	必要な行政機関に対する手続等を利用者に変わって行うとき、事前に同意がなかった。	同意を得た上で行うこと。
47	施設入所支援	勤務体制の確保等	隣接するグループホームと施設の生活支援員の勤務実績が従事日時が区分されずに記録されていた。	施設及び事業所の従事日時を区分して勤務状況を記録すること。

平成26年度における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第20条の規定により、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況等について、公表する内容は次のとおりである。

県内の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実確認件数 5件

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	女性(1人)	男性(1人)	男性(1人)	男性(1人)	女性(1人)
	年齢階級	55～59歳	20～24歳	15～19歳	15～19歳	55～59歳
	障害種別	身体障害 知的障害	知的障害	発達障害	知的障害	身体障害 知的障害
障害者虐待の類型		身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	心理的虐待
施設・事業所の主なサービス種別		障害者支援施設	障害者支援施設	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	障害者支援施設
虐待を行った障害者福祉施設従事者の職種		生活支援員(1人)	保育士(1人)	管理者(1人)	指導員(1人)	生活支援員(1人)
障害者虐待に対して取った措置		再発防止に向けた職員研修や再発防止策の策定を指導	再発防止に向けた職員研修の実施や組織体制の見直し等を指導	職員研修の実施、職員倫理要領や対応マニュアルの整備等を指導	職員研修の実施、職員倫理要領や対応マニュアルの整備等を指導	職員研修の実施や職員間の応援、協力体制の強化等を指導

(参考) 平成26年度 障害者虐待の通報・届出とその確認の状況

(単位：件)

		障害者福祉施設従事者等による虐待	養護者による虐待	使用者による虐待
通報・届出件数		25	63	12
うち障害者虐待		5	28	※2 1
障害者虐待の内訳 ※1	身体的	4	15	1
	性的	0	3	0
	心理的	1	8	1
	放棄・放任	0	8	0
	経済的	0	9	0

※1 虐待の内訳は、重複している

※2 虐待の疑いがあるため、労働局に報告した件数

(別紙2)

## 平成26年度 障害者就労施設等からの物品等の調達実績について

### 1 全庁の実績

調達額	11,894千円 (229件)	(物品 3,417千円 (81件) 役務8,477千円 (148件))
<H25>	4,132千円	(物品 1,370千円 役務2,772千円)

(単位:円)

物 品											
調達先区分	① 事務用品・書籍		② 食料品・飲料		③ 小物雑貨		④ その他の物品		計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
a 就労継続支援事業所等			14	1,485,400	30	765,409	31	988,188	75	3,238,997	
b 共同受注窓口	1	14,800			5	163,545			6	178,345	
c 特例子会社等									0	0	
計	1	14,800	14	1,485,400	35	928,954	31	988,188	81	3,417,342	

役 務												
調達先区分	① 印刷		② クリーニング		③ 清掃・施設管理		④ 情報処理		⑤ その他の役務		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
a 就労継続支援事業所等	42	2,386,512	21	121,366	3	1,057,786			3	1,313,620	69	4,879,284
b 共同受注窓口	61	2,954,408	9	19,600			1	51,976	3	429,720	74	3,455,704
c 特例子会社等							5	141,510			5	141,510
計	103	5,340,920	30	140,966	3	1,057,786	6	193,486	6	1,743,340	148	8,476,498

合 計		
調達先区分	件数	金額
a 就労継続支援事業所等	144	8,118,281
b 共同受注窓口	80	3,634,049
c 特例子会社等	5	141,510
計	229	11,893,840

※すべて随意契約による。

### 2 目標達成状況

調達目標	各部局等において、前年度に障害者就労施設等から調達した実績額を上回るとともに、全庁において、物品及び役務のそれぞれについて、前年度実績額を上回る。
達成状況	目標達成17部局 未達成は1部局 (前年度と同額)

(改正後全文)

## 指定共同生活援助事業の実施に関する取扱指針

### 1 人員に関する事項

- (1) 利用者の安定した日常生活を確保する観点から、共同生活住居ごとに担当の世話人又は生活支援員（以下「世話人等」という。）を定めるなど、サービス提供の継続性を重視した運営に配慮すること。なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、委託先である指定居宅介護事業所と連携し、同様の配慮に努めるものとする。
- (2) 一の世話人等が複数の共同生活住居の世話人等を兼務することは可能であるが、この場合、兼務する共同生活住居の配置状況を勘案した上で、各共同生活住居ごとの入居者の個別支援計画書に記載された支援時間帯等に応じた支援が適切に行えるよう共同生活住居ごとの世話人等の勤務体制に配慮すること。
- (3) 複数の共同生活住居がある指定共同生活援助事業所は、新規指定申請時や人員配置基準の見直し時、共同生活住居数の変更時など、人員配置の確認のために従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（以下「勤務形態一覧表」という。）を指定権者へ提出する場合にあつては、事業所全体の勤務体制に加えて共同生活住居ごとの勤務体制を明らかにした勤務形態一覧表を添付すること。なお、サテライト型住居に係る勤務形態一覧表については、その本体住居と合わせて作成することとし、勤務形態一覧表の様式中（〈備考〉欄等）に、サテライト型住居の利用者に対する支援方法について明記すること。
- (4) 土曜日、日曜日、祝日等で各共同生活住居に専任の世話人等の配置がなく、一の世話人等が複数の共同生活住居を巡回して支援を行うなど、共同生活住居ごとの勤務体制の記載が困難な場合は、巡回支援をする旨及びその内容等を勤務形態一覧表の様式中（〈備考〉欄等）に明記すること。
- (5) 入居者に対する支援時間帯の変更が生じた場合等には、指定権者への変更の届出等は要しないが、上記（2）を踏まえ、事業者において、世話人等の勤務体制を適切に変更し、勤務形態一覧表など、その内容が確認できる記録を保管すること。（実地指導時等に記録の確認を行う場合がある。）
- (6) 世話人等の配置がない日（世話人等による支援が行われていない日）については、報酬を算定することはできない。

### 2 構造等に関する事項

共同生活住居とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する一つの建物をいう。

ただし、サテライト型住居については、本体住居とは別の場所にあつて、原則として、台所、トイレ、洗面所、風呂等日常生活を送る上で必要な設備を有するものとする。

また、マンション等の建物においては、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する住戸については、当該住戸をそれぞれ一つの共同生活住居として捉え、ワンルームタイプなど、これに該当しない住戸については、建物内の複数の住戸を合わせて一つの共同生活住居として捉えるものとする。なお、後者の場合には、居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備等（原則として、利用者及び従業員が一堂に会するのに十分な広さを有するもの。）の共用設備を、申請又は届出書類の添付資料である平面図上に明確に記載すること。

### 3 設置場所等に関する事項

#### (1) 基本方針

共同生活住居は、利用者のさらなる地域移行が促進されるよう住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域に設置すること。

#### (2) 日中活動事業所との関係

共同生活住居は、次のアからウまでのすべての要件を満たす場合に限り、日中活動事業所（指定障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を提供する事業所（従たる事業所及び作業場を含む。）をいう。以下同じ。）と同一敷地内への設置（以下「同一敷地内設置」という。）をすることができる。

※同一敷地とは、単に敷地が同一の所有関係にあるかどうかで判断するのではなく、一体的に利用可能な一団の土地をいう。

ア 管理・運営面において、日中活動事業所からの独立性が確保されていること。なお、指定共同生活援助事業所と日中活動事業所との職員の兼務については、利用者の支援に支障がない場合、指定基準で認められていることを踏まえ、職員の兼務のみをもって管理・運営面での独立性を判断しないものとする。

イ 公道から共同生活住居の玄関への経路が、日中活動事業所の建物を經由するものに限定されるような建物配置となっていないこと。

ウ 共同生活住居を日中活動事業所と同一建物内に設置しようとする場合に

あつては、それぞれの事業所の玄関が別に確保されている等、機能的に完全に独立した構造となっていること。

#### 4 運営に関する事項

##### (1) 基本方針

事業者は、共同生活住居の運営に当たっては、地域住民との交流や町内会活動への参加など利用者のさらなる地域移行の促進に努めること。また、その取組が確認できるよう事業所において記録を保管すること。(実地指導や施設整備補助要望等の際に確認する場合がある。)

##### (2) 同一敷地内設置の日中活動事業所との関係

共同生活住居の利用者による同一敷地内設置の日中活動事業所の利用(以下「同一敷地内併用」という。)は、次のアからオまでのすべての要件を満たす場合に限り認めるものとする。

ア 入居予定者及びその家族等に周辺の日中活動事業所の配置等について十分説明すること。

イ 上記アを踏まえ、入居予定者及びその家族等の意向を十分確認すること。

ウ 上記イの意向確認に当たっては、相談支援事業所の関与を求めるよう努めること。

エ 上記アからウまでの手続を経た上で、同一敷地内併用を行うことが予想される場合には、指定特定相談支援事業所が当該利用にかかるサービス等利用計画(案)を支給決定市町村に提出する際に、その必要性などを含めて申し出て、当該市町村から必要な指示等を受けるよう努めること。

オ 上記アからエまでの手続については、その事実が確認できるよう事業所において記録を保管すること。(実地指導等において確認する場合がある。)

#### 5 その他

指定共同生活援助事業所の指定申請や共同生活住居の増改築、設備の変更等を行う場合は、必ず指定権者に事前協議を行うこと。

##### 附 則

この指針は、平成25年4月1日から適用する。

##### 附 則

この指針は、平成26年7月1日から適用する。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として業務に従事する者の実務経験について

業務範囲	業務内容等	年数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務 1 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業に従事する者 2 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターの従業者 3 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者 4 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、障害者雇用支援センターの従業者 5 特別支援学校、特別支援学級の従業者 6 病院若しくは診療所の従業者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 上記1から5に掲げる施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上ある者	5年以上
	② 直接支援業務 1 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床の従業者 2 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業（訪問看護事業、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問看護事業等）及びこれらに準ずる事業※2の従業者 3 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者 4 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社（特例子会社）、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所（重度障害者多数雇用事業所）の従業者 5 特別支援学校、特別支援学級の従業者	10年以上
	③ 有資格者等 1 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者 2 上記①、②、③-1の期間が通算して3年以上従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者	5年以上

① 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

② 直接支援業務

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

※1 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

※2 これらに準ずる事業（岡山県の取扱い）

老人居宅介護等事業以外の老人居宅生活支援事業（老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業）。  
 有料老人ホーム（介護保険法に規定する（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業の場合に限る。）

(注) 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。

例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものをいう。

## 第2期岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画

### 第1 計画策定の趣旨

県では、平成24年度から平成26年度までを対象期間とする「岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画」を策定し、障害のある人の所得向上に取り組んできましたが、所得向上に当たっては、計画に基づく継続的な取組が必要です。

このため、一般就労が困難な人が利用する就労継続支援B型事業所等における工賃水準の向上の支援及び障害者優先調達の継続的な推進に加え、福祉的就労から一般就労への移行促進を含めて、障害のある人の就労を通じた所得向上に総合的に取り組むこととし、平成27年度からの3年間について、第2期の所得向上計画を策定するものです。

### 第2 計画の性格・位置付け

この計画は、国が定める「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」に即した、県内の就労継続支援B型事業所を対象とする工賃向上計画及び国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「優先調達法」という。）第9条の規定による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針（以下「調達方針」という。）として位置付けます。

### 第3 計画の期間及び対象事業所

#### 1 計画の期間

平成27年度から平成29年度までの3か年とします。

#### 2 計画の対象事業所

- 障害者優先調達の推進に係る部分（第7など）  
優先調達法第2条第4項の障害者就労施設等
- 福祉的就労から一般就労への移行促進に係る部分（第8など）  
就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所
- 上記以外  
就労継続支援B型事業所

### 第4 工賃の現状と目標

#### 1 工賃の現状

本県の就労継続支援B型事業所の平均月額工賃は、前回の計画策定前（平成23年度）の11,077円から、計画最終年度の平成26年度には、12,873円へと約16%増加し、一定の成果はあったものの、目標とした16,500円には達しませんでした。

このため、今後3年間の目標月額工賃を改めて設定し、事業者の創意工夫等を促しながら、福祉的就労の充実等を支援します。

#### 2 目標工賃の設定

目標月額工賃は、過去の平均月額工賃の実績及び事業所が目指す3年後の工賃水準等を踏まえて、各年度ごとに5.5%程度の向上を図るものとして、次のとおり設定します。

平成27年度	13,600円
平成28年度	14,300円
平成29年度	15,100円

### <参考>

目標工賃を時間額で設定した事業所があることから、参考値として、時間額による目標工賃を示します。(平成26年度の時間額の実績は、158円)

平成27年度 167円

平成28年度 176円

平成29年度 186円

### 3 進捗管理

平成29年度までの各年度において、目標工賃に係る達成状況を調査し、県のホームページで公表します。

## 第5 基本的視点と役割

### 1 基本的視点

事業所における工賃向上の取組及びそれに対する県の支援においては、「各事業所が社会や地域のニーズを把握し、求められる商品やサービスを自らの特色を活かして提供していく」という視点を基本とします。

また、事業所においては、各事業所の工賃の向上のほか、一般就労への移行による所得の向上、福祉的就労による生活の充実など、各利用者の目標や適性等に配慮した支援を行うものとします。

### 2 事業所の役割

工賃の向上は、各事業所の就労支援に向けた強い意識や主体的な取組があつて初めて実現することから、各事業所は、自らの工賃向上計画に基づき、その実現に向けて、管理者が中心となり、事業所の全職員が利用者やその家族等とともに、地域と連携しながら取組を進めるものとします。

### 3 県の役割

県は、各事業所が工賃向上への取組を円滑に進めることができるよう、関係施策の充実に努めるとともに、調達方針に基づき障害者就労施設等からの調達の拡大に取り組み、この計画に掲げる目標達成を目指すものとします。

## 第6 支援のための具体的方策

### 1 所得向上支援組織の機能強化

事業所の製品、役務に係る共同受注や販路拡大、情報の収集・提供等の事業所支援の役割を担い、所得向上の中核となる支援組織(以下「支援組織」という。)について、情報発信及び営業面の機能の強化を図ります。

### 2 商品情報等の集約と受注拡大に係る支援

支援組織等を通じた事業所の製品等に係る情報の集約や、インターネット専用サイトによる効果的なPR、企業等の調達に係る情報の把握等により、複数の事業所による共同受注及び受注の拡大に向けた支援を行います。

### 3 販路の拡大等に係る支援

各種店舗をはじめ、高速道路のサービスエリア、官公庁や公共機関の売店などの販売拠点の活用と拡大を図るとともに、支援組織の営業力向上により、事業所の製品等に応じた新たな販路の開拓を進めます。

### 4 各種研修会の実施等

経営能力の向上に関する研修や優良事例を共有する研修等を実施し、各事業所の管理者及び職員の意識の向上や受注拡大等のためのノウハウの習得を図ります。

## 5 農業分野での取組の拡大

農産物の生産拡大や農作業の受託促進、地域団体との連携による6次産業化など、事業所の農業分野における取組の拡大を図ります。

## 6 経済団体等との連携・協力の推進

企業等による事業所の製品の購入や事業所に対する作業の委託、経営指導等について協力が得られるよう経済団体などとの連携・協力を推進するとともに、県が包括協定を締結している企業等による常設販売等の拡大を進めます。

## 7 地域での連携促進に係る支援

工賃向上に向けた事業所の取組に対し、積極的な支援を行うよう市町村に働きかけるとともに、各地域において市町村等の関係機関と事業所が連携した取組が推進されるよう支援します。

## 8 事業所における好事例の紹介

工賃向上率の高い事業所や、恒常的に工賃の高い事業所その他工賃向上に向けた工夫により成果をあげている事業所の事例を収集し紹介します。

## 第7 障害者就労施設等からの優先調達の推進

障害のある人の工賃向上を進める上で、官公需の拡大が効果的であることから、別紙の調達方針により、就労継続支援事業所など県内の障害者就労施設等からの物品等の優先調達に取り組みます。

## 第8 福祉的就労から一般就労への移行促進

障害のある人の所得の向上には、障害福祉サービス事業所の利用による福祉的就労から企業等での一般就労への移行が有効であることから、就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所を対象として、職員の意識や支援技術の向上等のための研修等を実施し、各事業所による一般就労への移行の取組を支援します。

## 第9 計画の見直し

関連制度の改正や県内事業所の状況等に応じて、適宜、この計画の見直しを行います。

### <参考> 県平均月額工賃実績の推移

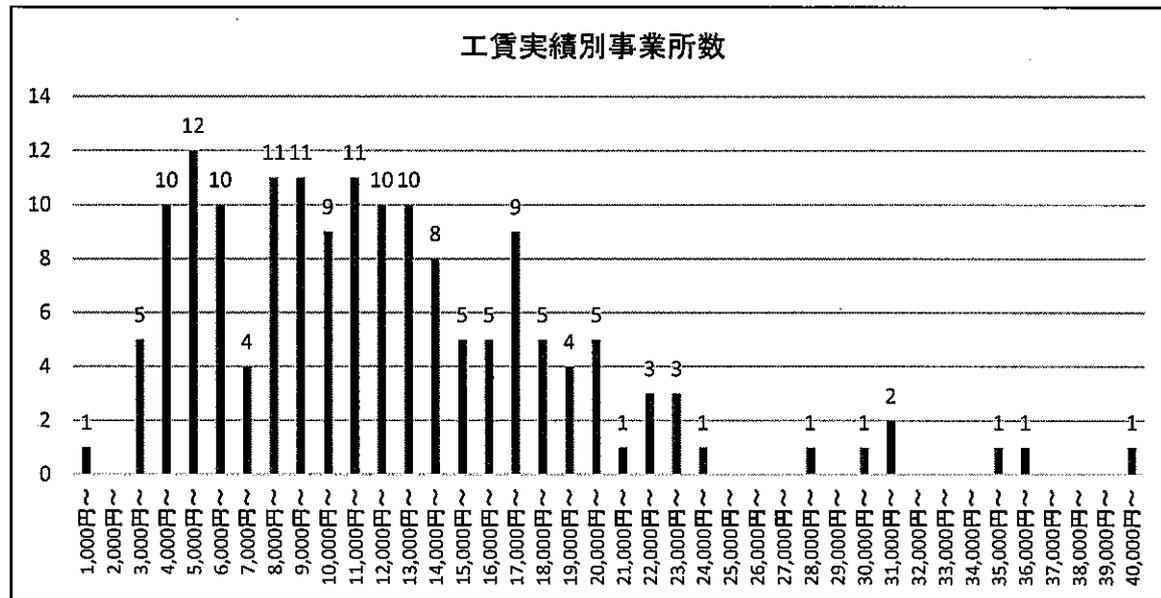
年 度	H24	H25	H26	平均
工賃実績	11,829円	12,126円	12,873円	—
前年対比	6.8%	2.5%	6.2%	5.2%
(参考)時間額	140円	150円	158円	—

(平成27年7月策定)

資料 1

○平成26年度月額工賃実績の状況(就労継続支援B型事業所)

平成26年度工賃実績について、160の就労継続支援B型事業所から県に報告がありました  
が、その内訳等は次のとおりとなっています。



このグラフは、千円刻みで工賃実績(月額)別に事業所の数を見たものです。  
最も多い金額帯は、5千円台で12事業所あります。8千円台から1万3千円台の間にかけての  
ものが、計62事業所あり、これらで全体の4割近くを占めています。また、平均月額工賃の2倍  
(25,746円)を超える事業所が、7つを数えます。

週平均就労時間別平均月額工賃

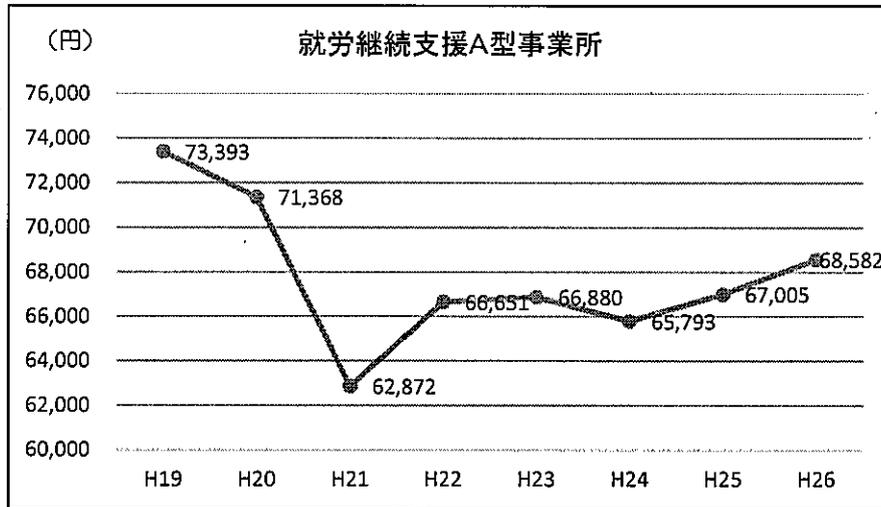
週平均就労時間	事業所数	平均月額工賃
25時間以上	19	19,653円
20～25時間	53	13,877円
15～20時間	42	12,344円
10～15時間	31	10,180円
10時間未満	15	6,484円
1事業所平均18.4時間	160	12,873円

この表は、一人当たりの週平均就労時間ごとに事業所をグループ分けし、グループごとに平  
均月額工賃を算出したものです。

週平均就労時間が、20～25時間の事業所が53と最も多く、その平均月額工賃は、13,877円  
となっています。週平均就労時間が短くなるにしたがい、平均月額工賃も下がり、10時間未満の  
事業所(15事業所)では、6,484円となっています。

なお、事業所全体では、1事業所当たりの週平均就労時間は、18.4時間です。

○月額工賃実績の年度別推移

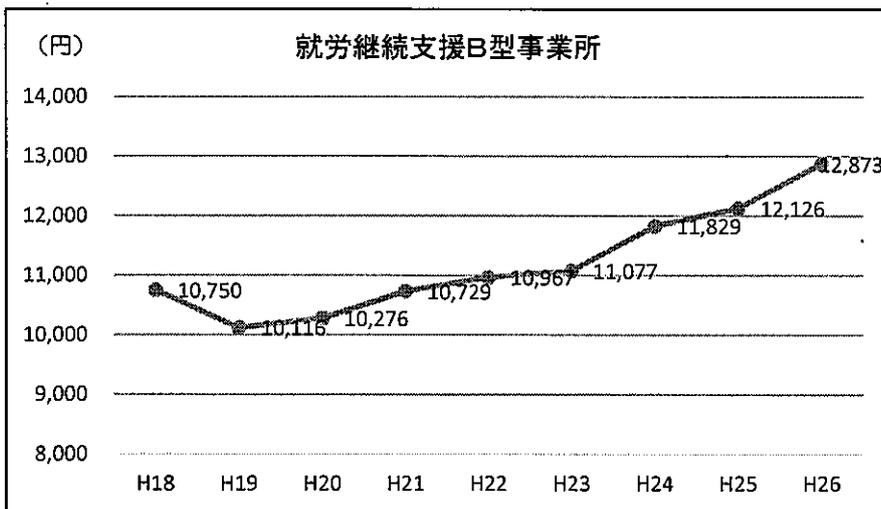


A型事業所は、過去5年間に30事業所から126事業所に急増し、これに伴い定員も大幅に伸びています。

工賃(賃金)額は、平成22年度以降6万円台後半を維持し、平成24年度に一度減少した以外は、前年度を上回って推移しています。

就労継続支援A型事業所

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
月額工賃(円)	—	73,393	71,368	62,872	66,651	66,880	65,793	67,005	68,582
伸び率	—	—	-2.76%	-11.90%	6.01%	0.34%	-1.63%	1.84%	2.35%
伸び率の平均		-2.76%		-1.85%			0.86%		
事業所数	0	3	9	17	30	53	80	104	126
定員合計(人)	0	40	145	309	542	889	1,339	1,789	2,336



B型事業所(平成23年度までは旧授産施設を含む。)は、過去5年間に111事業所から160事業所へと4割以上増加し、定員も千人以上増加しています。

工賃額は、年度によって伸び率に変動があるものの、毎年度着実に増加しています。

就労継続支援B型事業所

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
月額工賃(円)	10,750	10,116	10,276	10,729	10,967	11,077	11,829	12,126	12,873
伸び率	—	-5.90%	1.58%	4.41%	2.22%	1.00%	6.79%	2.51%	6.16%
伸び率の平均		-2.16%		2.54%			5.15%		
事業所数	81	88	83	97	111	123	134	145	160
定員合計(人)	1,950	2,063	2,027	2,111	2,271	2,455	2,728	3,006	3,331

(H23までは旧授産施設を含む。)

## 工賃向上を進める上でのポイントと課題

今回の工賃向上計画（事業所計画）の作成に当たり、各就労継続支援B型事業所の皆さんに、前回計画（平成24年度～26年度）を振り返った上、工賃向上に有効であった取組、逆に工賃向上の障害となった要因を分析し報告していただきました。その中に、工賃向上の取組を進める上でのポイントや課題として参考になると思われるものが数多くありましたので、抜粋して御紹介します。

### 1 工賃向上を進める上でのポイント

#### (1) 利用者（障害のある人）への支援

- ・ 作業に関わる人それぞれの適性や能力に応じて取り組む内容や時間を工夫するとともに、生活支援を積極的に行っている。
- ・ 利用者の強みを生かした効率的な作業配置、作業人員の増加を狙った補助具の改良、不良品防止のための啓発などを実施した。
- ・ 従来、精神障害者への障害特性に配慮し、調子の安定を優先してきたが、短時間作業の分担で作業の効率化を図るなど、就労ニーズに応じた対応をすることによって、利用者・職員双方の意識が変わり、工賃も上がった。

#### (2) 地域特性を生かした取組・地域での連携

- ・ 大豆の供給にこと欠かない地域の特性を活用し、豆腐やきざみ油揚げを製造から販売まで一手に行い、地域と連携した地場産業展開を行っている。
- ・ 地元特産品のごぼうを使用したクッキーの商品開発を行い、JA等にも商品を置かせてもらい、販路拡大につながった。
- ・ 地域の高齢化に伴い作付けが困難になった農地を借り受け、稲作を大規模に行った。できた米は事業所の給食業者に販売することで、多くの収入を得た。
- ・ 井笠地域自立支援協議会の「おかしBOXいかさ」事業に参加。菓子製造と配達業務を担当することで、製造量も格段に増え、工賃向上を図ることができた。

#### (3) 販売促進の工夫

- ・ 地域におけるバザー等に積極的に参加し販売の促進を図ったことにより、収入増につながった。
- ・ クッキー、花苗等のパンフレット及び販売注文表を定期的に見直し、写真等で視覚的に訴えるなどの改善を図り、注文数のアップにつながった。
- ・ 自社生産品を地域の和菓子店、銀行などに常設展示させてもらいPRした。また、自社店舗での常設販売を始めたところ、消費者からの要望を聞けるようになった。
- ・ ビニールハウスを導入し、季節を問わず野菜の収穫を可能とすることで、市内の飲食店などと契約を行い、継続的な野菜の販売を行っている。

#### (4) 専門家のサポート等の導入

- ・ デザイナーにパッケージデザインの依頼を行い、デザインを活かしたプレゼント用商品や箱入りの進物商品の強化を行い、中元、歳暮等の新たな販売につながった。
- ・ 外部のコンサルタントから、商品の梱包にかかる費用をはじめ、販路、販売形態等について具体的な指導を受け、改善の参考とした。

- ・ 露地野菜や大豆の栽培技術などについて、JA、或いは営農組合の指導を受け、毎年の作付け面積の増加や収穫増量につながった。
- ・ 経営セミナーへの参加、福祉系セレクトショップとのパートナーシップ契約などで、事業所の職員にないものを積極的に取り入れた。

#### (5) 施設外就労の有効活用

- ・ 施設外で働く目標を、「具体的な就労イメージの獲得」「一般就労への意識向上」におき、利用者が施設外の人と出会うことで地域との接点を感じ、挨拶、相談等の技術が格段にレベルアップする結果となった。
- ・ 一般就労に資する目的とは別に、工賃向上に特化したユニット編成にして先方と契約を行った結果、定額による安定した売り上げとなった。

#### (6) 事業（業態）の見直し

- ・ クリーニング事業について、業界の今後の成長は難しく工賃向上を目指す上では足かせになると判断し、事業を終了。食品加工事業を柱と位置付け、法人内のみに販売していた惣菜を日替わり弁当に変え、地域への販売に広げた。
- ・ 作業内容の精査を行い、不適切な作業の廃止・新規作業の導入を行うことにより、年々売り上げを上げることができた。

#### (7) 所得向上支援組織の活用

- ・ 岡山県セルフセンターが企画したドラッグストアとの面談会で商品アピールを行い、商品の欠点や職員の弱点が分かった。また、高速サービスエリアでの販売で、県内各種の商品の中で自分たちの立ち位置が確認できた。その結果、販売のための値段の交渉、ディスプレイ等、年々少しずつ進展をみた。
- ・ 岡山県セルフセンターを通じて、訂正シール貼りやチラシの封入作業を共同受注することができた。

## 2 工賃向上を進める上での課題

### (1) 利用者の高齢化及び障害の特性

- ・ 利用者の高齢化が進行し、外での就労が困難な人が増えている。
- ・ 通院、入院を繰り返す利用者が数名あり、作業能率が安定しない。重度の障害者に対しては介護的配慮が必要である。
- ・ 工賃を得るよりも、コミュニケーション訓練や居場所作り、健全な精神の維持など、個々の目標やニーズに合わせた対応を行う必要があり、工賃向上が難しい。

### (2) 一般就労等への移行

- ・ 利用者の就労に対する意識、意欲が高まり、高い時給の利用者が次のステップとして一般就労やA型事業所へ移行したため工賃が低下した。
- ・ 作業を任されるリーダー的な利用者が一般就労し、大いに喜んだ反面、その利用者が抜けることでのダメージの大きさと人材育成の大切さを実感した。
- ・ 近くにA型事業所ができたことで、数名の利用者がそちらに移り、事業所の作業能力が低下した。

### (3) 経済環境等の影響

- ・ 企業内作業として労務提供していた企業との契約が、経済事情が理由で終了した。
- ・ 異常気象や震災の影響で牡蠣養殖の種付けが減り、養殖床の製作量が減少した。
- ・ 近くにできたコンビニとの競争があり、想定した売り上げが得られていない。

(別紙)

## 平成27年度岡山県障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

### 1 適用範囲

この方針は、知事部局、教育庁、警察本部、企業局、議会事務局、監査事務局、各種行政委員会の事務局及び全出先事務所（学校、警察署等を含む。）に適用します。

### 2 対象となる施設等及び物品等

この方針の対象施設等は、その所在地又は住所が県内にある、優先調達法第2条第4項の障害者就労施設等とします。

また、対象となる物品等は、対象施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）とします。

### 3 調達の目標

平成27年度は、全庁において、前年度に障害者就労施設等から調達した実績額以上とすることを目標として設定します。

### 4 基本的な考え方

#### (1) 全庁的な取組の推進

障害のある人の自立に資するため、全庁において、可能な限り幅広い分野からの調達に努めます。

#### (2) 予算の適正な執行等との調整

調達に関する他の施策等との調和を図るとともに、調達に係る施策の効果的な実施や予算の適正な執行に努めます。

#### (3) 障害者就労施設等との協働による推進

障害者就労施設等に対し、官公需の拡大に資する自主的・主体的な取組を促しつつ、施設等との協働による調達の推進に努めます。

#### (4) 地域的偏在への配慮

出先事務所における当該管轄内の施設からの調達実施や市町村との連携等を通じて、調達に当たって地域的偏在が生じることのないよう努めます。

### 5 調達の推進のための具体的方策等

#### (1) 調達の推進体制の整備

障害者就労施設等からの調達に関するセンター機能を保健福祉部（障害福祉課）に設け、障害者就労施設等への調達情報の提供や、施設等や各部局からの問い合わせへの対応を行うとともに、各部局等に対して各施設の取扱商品の一覧など分かりやすい情報を適時適切に提供します。

また、重点的な取組として、実績の高い分野での調達事例や調達手順について情報共有を行い、効果的な推進を図ります。

#### (2) 随意契約方式の活用等

各部局等は、障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにするなど、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令、県財務規則など関係規定に従い、随意契約方式を活用しながら障害者就労施設等からの調達を行います。

### (3) 共同受注組織等の活用

共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこととし、専用サイト上でのマッチングシステムの活用など、共同受注窓口である岡山県セルプセンターを介した調達の推進に努めます。

### (4) 障害者就労施設等への配慮

各部局等は、障害者就労施設等に対して、調達情報の提供に努めます。

また、障害者就労施設等からの調達を行うに当たっては、可能な限り、その仕様を明確化するとともに、障害者就労施設等の特性に配慮した納期の設定に努めます。

### (5) 障害者就労施設等への働きかけ

障害者就労施設等に対して、適切な情報発信をはじめ、物品等の質の確保や品目等の拡大など、調達の拡大に向けた主体的かつ前向きな取組を促します。

### (6) 市町村との連携等

適時適切な情報の提供・共有や的確な助言等により、市町村との連携を深めるとともに、地域における市町村と障害者就労施設等との連携した取組を支援し、全県的な調達を推進します。

### (7) 公契約における障害者の就業を促進するための措置等

本県では、総合評価落札方式における評価項目に障害者雇用の有無を設定し、公契約における障害者の就業促進に努めます。

## 6 進行管理等

年度終了後、各部局における調達の実績を取りまとめ、その概要を公表します。

また、次年度の調達方針に反映できるよう、年度途中における調達状況の把握など進行管理にも努めます。

### 【参考】

#### ○県内の障害者就労施設等（H27.4.1）

- ・障害者支援施設（48施設）
- ・地域活動支援センター（82施設）
- ・就労継続支援A型事業所（130施設）
- ・就労継続支援B型事業所（166施設）
- ・障害者雇用促進法の特例子会社（5社）

#### ○H26年度の本県における調達実績

11,987千円（物品：3,457千円、役務：8,530千円）

老高発 1001 第 2 号  
老振発 1001 第 1 号  
老老発 1001 第 1 号  
薬食安発 1001 第 3 号  
平成 26 年 10 月 1 日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省 老 健 局 高齢者支援課長  
(公印省略)  
厚生労働省 老 健 局 振 興 課 長  
(公印省略)  
厚生労働省 老 健 局 老人保健課長  
(公印省略)  
厚生労働省 医薬食品局 安全対策課長  
(公印省略)

老人福祉施設等における医薬品の使用の介助について  
(老人福祉施設等への注意喚起及び周知徹底依頼)

今般、有料老人ホームにおいて、厳格な安全管理方策が必要なサリドマイド製剤（販売名：サレドカプセル100）について、サリドマイド製剤を服薬する患者である入居者とは別の入居者に対して使用の介助を行った事例が判明いたしました。

老人福祉施設等での医薬品の使用の介助については、適正な管理が求められることから、下記について、貴管下老人福祉施設等への周知徹底及び指導方お願いします。

記

1. 老人福祉施設等を利用しようとする者に対しては、医薬品の使用の有無及び当該医薬品を処方した医療機関からの留意点等の説明の有無について、本人又は家族に確認するとともに、必要に応じて当該処方医療機関にも留意点等の確認を行うこと。また、医師、歯科医師又は看護職員の配置がある場合には、使用している医薬品に関して確認された内容について当該職員等は把握のうえ必要な対応を行うこと。

2. 利用者に対して老人福祉施設等の職員が医薬品の使用を介助することになった場合には、その使用目的、取り違えその他の誤使用を防止する方策、適正に使用方法等について、従業者に対し、改めて周知徹底すること。また、看護職員の配置がある場合には、医薬品の使用の介助については看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきであること。
3. 医薬品の使用の介助に当たっては、「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について（平成 17 年 7 月 26 日付け・医政発 0726005 号）」（別添 1）や、また特別養護老人ホームについては平成 24 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金による「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン」（別添 2）を参考にすること。特に、医薬品の取り違えについては、利用者の入れ替わりや職員の入れ替わりなどで起きる可能性が高まることを踏まえて、日頃から職員の声かけなどにより、本人確認の徹底を行うこと。
4. 老人福祉施設等において医薬品の誤使用が発生した際には、以下の対応を行うこと。
  - ① 速やかに医療機関に連絡して、必要な対応について相談すること。
  - ② 医薬品の誤使用が発生した原因を分析し、その再発を防止する観点から、当該老人福祉施設等の内部における情報の共有・注意喚起等必要な安全管理対策を講じること。
5. 本通知でいう「老人福祉施設等」については、老人福祉法又は介護保険法に規定されている施設等であって、当該施設等の職員が利用者に対して医薬品の使用の介助を行うものが該当する。
6. また、居宅において医薬品の使用の介助を行う場合についても、本通知の趣旨を踏まえて、上記 1～5 を参考にすること。

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について  
(通知)

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による医業（歯科医業を含む。以下同じ。）は、医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条その他の関係法規によって禁止されている。ここにいう「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするものでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。

ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に応じた個別具体的に判断する必要がある。しかし、近年の傷病構造の変化、国民の間の医療に関する知識の向上、医学・医療機器の進歩、医療・介護サービスの提供のあり方の変化などを背景に、高齢者介護や障害者介護の現場等において、医師、看護師等の免許を有さない者が業として行うことを禁止されている「医行為」の範囲が不必要に拡大解釈されているとの声も聞かれるところである。

このため、医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為ではないと考えられるものを別紙の通り列挙したので、医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行うことが適切か否か判断する際の参考とされたい。

なお、当然のこととして、これらの行為についても、高齢者介護や障害者介護の現場等に置いて安全に行われるべきものであることを申し添える。

(別紙)

1～4 (略)

5 患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により、患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を尊重した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布(褥瘡の処置を除く。)皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服(舌下錠の使用も含む。)、肛門からの座薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。

- ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
- ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
- ③ 内用薬については誤嚥の可能性、座薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

注1 (略)

注2 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は、原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得る。このため、介護サービス事業者等はサービス担当者会議の開催時等に、必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうかを確認することが考えられる。さらに、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある。

また、上記1から3までに掲げる行為によって測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には、医師、歯科医師又は看護職員に報告するべきものである。

注3 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、業として行う場合には、実施者に対して一定の研修や訓練が行われることが望ましいことは当然であり、介護サービス等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない。

また、介護サービスの事業者等は、事業遂行上、安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められる。

注4 (略)

注5 上記1から5まで及び注1に掲げる行為について、看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連携を図るべきである。

上記5に掲げる医薬品の使用の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。

注6 (略)

## 別添2

### 特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン（抄） （平成24年度 厚生労働省 老人保健事業推進費等補助金）

#### 3 事故予防のための対策・介護技術

##### 4) 誤薬

###### (1) 総論

誤薬とは、利用者が誤った種類、量、時間または方法で薬を飲むことを差します。

誤薬は、薬の内容や量によっては生命に重大な危機を及ぼすことになり、決して起こってはならない事故です。しかし、「ついうっかり」「思い込み」などのヒューマンエラーが最もおこりやすい事故でもあります。そのため、薬を扱う際には複数回のチェックを行うことを習慣化することが重要です。

誤薬がおこる要因として、薬に対する意識が低いこと、食事時間はいくつかのケアが重なりあわただしい状況があること、確認不足、薬に関するシステムがチーム内で統一されていないなどがあげられます。

これらを解決するためには、まず「配薬ボックスから薬を取り出すとき」、「利用者のそばにいったとき」、「薬袋をあけて口に入れる前」の最低3回はその薬が本人のものであるか確認する、といった基本事項を職員全員で徹底します。

そのほかにも、以下のような点に留意します。

- ・ 薬についての基礎知識について学習の機会を持つ。
- ・ 介護職員にも利用者が使用している薬の内容がわかるように、個人ファイルに薬の処方箋を添付し確認できるようにする。
- ・ 薬は1回分ずつ分包し、氏名と飲む時間（朝食後など）を明記する。
- ・ 薬ケースを利用者個人ごとに用意する。
- ・ 食前薬・食後薬それぞれの薬ケースを用意し、薬の取り間違いや飲み忘れを防止できるようにする。
- ・ 薬の見た目が似ていて紛らわしいときには区別できるような印をつけるなど工夫する。
- ・ 入居者が隣の人の薬を間違えて内服してしまうことのないよう、配膳と一緒に薬を配るのでなく、内服する直前に配薬することや、口に入れるまで確認することを徹底する。

また、新しい薬の開始や中止、内服量の変更、注意すべき薬の副作用などの情報をチームで共有できるように、介護職員と看護職員や配置医師の連携を図ることも大切です。

生活の場である特別養護老人ホームで、本当に服用する必要がある薬であるかどうかを医療従事者が確認する必要があるでしょう。以前の施設や病院で服用していた薬も見直し、必要最低限にすることで、自己管理が可能になることもあります。

###### (2) 対策の考え方

誤薬は、「配薬トレーに薬を用意する段階」と、「利用者個人に薬を配り、飲ませる段階」とに分けることができます。

#### **配薬トレーに薬を用意する段階：**

基本的に看護職員が行います。作業を中断することはエラーの原因となりやすいため、配薬業務が終わるまで集中して一気に行うようにします。また、責任を明確化するためにも、この作業にあたった者の氏名をトレーの空きスペースに明示するとよいでしょう。

配薬トレーの個別ケースには、利用者1人1人のフルネームを貼り、トレーの色は朝・昼・夕で色分けします。薬は薬局に一包化してもらいましょう。またそこには利用者フルネームを記載し、配薬トレーの色と同じカラーラインをつけてもらいましょう。

#### **利用者一人ひとりに薬を配る段階：**

本人確認のため薬に印字された名前をフルネームで声に出して呼びます。この段階での誤薬は、新しい職員が入ったときに、顔と名前が一致しないことなどによって起こりやすくなります（他の利用者の靴をはいている場合もあるため、靴の名前などでは確実な確認はできません）。必ず、他のスタッフに聞こえる声で呼称します。

なお、薬を食事トレーにおくと、他の利用者が飲んでしまうこともあるので注意が必要です。

健衛発0331第7号  
平成27年3月31日

各 

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長  
( 公 印 省 略 )

「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」の改正について

公衆浴場業及び旅館業におけるレジオネラ症の防止対策については、「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月15日付け生衛発第181号厚生省生活衛生局長通知。以下「管理要領等」という。）を踏まえ、循環式浴槽をはじめとする公衆浴場等の施設設備における具体的な管理方法を「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」（平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長通知としてお示ししているところ。

今般、厚生労働科学研究で最新の知見等が得られていること等を踏まえ、本マニュアルを別添のとおり改正するので、貴管下の関係者へ周知方お願いいたします。

なお、「遊泳用プールの衛生基準について」（平成19年5月28日付け健発第0528003号厚生労働省健康局長通知）に基づく遊泳用プールについて、気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は水温が比較的高めの設備等の循環式浴槽と同様の設備が設けられている場合にも、当該設備の管理が上記マニュアルに準じて行われるよう、関係者への周知方併せてお願いいたします。

事務連絡  
平成27年5月26日

各	〔都道府県 保健所設置市 特別区〕	衛生主管部局	御中
		民生主管部局	御中
各	都道府県労働局	労働基準部	御中
		職業安定部	御中

厚生労働省健康局総務課  
医政局総務課  
医薬食品局総務課  
労働基準局安全衛生部労働衛生課  
職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課  
雇用均等・児童家庭局総務課  
社会・援護局総務課  
社会・援護局障害保健福祉部企画課  
老健局総務課

### 熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）

日頃より厚生労働行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨年の夏も、熱中症による健康被害が数多く報告されました。

気温の高い日が続くこれからの時期に備え、国民一人一人に対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期することが重要です。

このため、厚生労働省では、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的として、別添のとおりリーフレットを作成しております。貴自治体及び貴労働局におかれましては、本リーフレットを御活用いただき、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の熱中症の予防法について、管内市町村、医療機関、薬局、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、社会福祉事業を実施する者、老人クラブ、シルバー人材センター、民生委員、保育所、児童相談所、ボランティア、事業場等を通じ、又は保健所・保健センターにおける健診、健康相談等の機会を利用して、広く呼びかけていただきますようお願いいたします。

特に、熱中症への注意が必要な高齢者、障害児（者）、小児等に対しては、周囲の方々が協力して注意深く見守る等、重点的な呼びかけをお願いいたします。また、熱中症患者が発生した際には、救急医療機関等で適切に受け入れ、治療がなされるよう、貴管下の医療機関

等への注意喚起及び周知徹底方よろしくお願いいたします。

また、「効果的な熱中症予防のための医学的情報等の収集・評価体制構築に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金健康安全・危機管理対策総合研究事業、研究代表者：昭和大学三宅康史)において、日本救急医学会の協力の下、「熱中症診療ガイドライン2015」を作成いたしました。当該ガイドラインは厚生労働省ホームページ熱中症関連情報 ([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/)) のページからダウンロードしていただけますので、併せて御活用いただきますようお願いいたします。

上記の趣旨を御理解いただき、熱中症対策への御協力をお願いいたします。

なお、職場での熱中症予防対策については、都道府県労働局長宛て、「平成27年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について」(平成27年5月14日付け基安発0514第1号、厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知)により通知しておりますので、御承知おき下さい。

(担当者)

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

小貫 正子、吉住 奈緒子、鈴木 麻利

TEL : 03-5253-1111 (内: 2394)

FAX : 03-3503-8563

e-mail : onuki-masako@mhlw.go.jp

yoshizumi-naoko@mhlw.go.jp

suzuki-mari@mhlw.go.jp

# 熱中症予防のために

## 暑さを避ける

室内では・・・

- ▶ 扇風機やエアコンで温度を調節
- ▶ 遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用
- ▶ 室温をこまめに確認
- ▶ WBGT値※も参考に

外出時には・・・

- ▶ 日傘や帽子の着用
- ▶ 日陰の利用、こまめな休憩
- ▶ 天気のよい日は、日中の外出をできるだけ控える

からだの蓄熱を避けるために

- ▶ 通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服を着用する
- ▶ 保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、からだを冷やす

※WBGT値：気温、湿度、輻射（放射）熱から算出される暑さの指数  
運動や作業の度合いに応じた基準値が定められています。  
環境省のホームページ（熱中症予防情報サイト）に、観測値と予想値が掲載されています。

## こまめに水分を補給する

室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分、経口補水液※などを補給する

※ 水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。



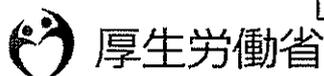
### 熱中症の症状

- めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、気分が悪い
  - 頭痛、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感、いつもと様子が違う
- 重症になると、
- 返事がおかしい、意識消失、けいれん、からだが熱い

詳しくは、厚生労働省ホームページ「熱中症関連情報」をご覧ください。

厚生労働省 熱中症

検索



## 熱中症が疑われる人を見かけたら

### 涼しい場所へ

エアコンが効いている室内や風通しのよい日陰など、涼しい場所へ避難させる

### からだを冷やす

衣服をゆるめ、からだを冷やす

(特に、首の周り、脇の下、足の付け根など)

### 水分補給

水分・塩分、経口補水液※などを補給する

※ 水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの



**自力で水が飲めない、意識がない場合は、すぐに救急車を呼びましょう！**

### <ご注意>

#### 暑さの感じ方は、人によって異なります

その日の体調や暑さに対する慣れなどが影響します。体調の変化に気をつけましょう。

#### 高齢者や子ども、障害者・障害児は、特に注意が必要です

- ・ 熱中症患者のおよそ半数は65歳以上の高齢者です。高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対するからだの調整機能も低下しているため、注意が必要です。
- ・ 子どもは体温の調節能力がまだ十分に発達していないので、気を配る必要があります。
- ・ のどの渇きを感じていなくても、こまめに水分補給しましょう。暑さを感じなくても室温や外気温を測定し、扇風機やエアコンを使って温度調整するよう心がけましょう。

#### 節電を意識するあまり、熱中症予防を忘れないようご注意ください

気温や湿度の高い日には、無理な節電はせず、適度に扇風機やエアコンを使いましょう。

## 熱中症についての情報はこちら

### ▷ 厚生労働省

熱中症関連情報 [施策紹介、熱中症予防リーフレット、熱中症診療ガイドラインなど]

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/)

「健康のため水を飲もう」推進運動

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/nomou/>

職場における労働衛生対策 [熱中症予防対策]

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei02.html>

### ▷ 環境省

熱中症予防情報 [暑さ指数 (WBGT) 予報、熱中症環境保健マニュアル、熱中症予防リーフレットなど]

<http://www.wbgt.env.go.jp/>

### ▷ 気象庁

熱中症から身を守るために [気温の予測情報、天気予報など]

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>

異常天候早期警戒情報

<http://www.jma.go.jp/jp/soukei/>

### ▷ 消防庁

熱中症情報 [熱中症による救急搬送の状況など]

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9\\_2.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html)

健感発1105第1号

平成27年11月5日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局

結核感染症課長

（公 印 省 略）

今冬のインフルエンザ総合対策の推進について

インフルエンザは、毎年冬季に流行を繰り返し、国民の健康に対して大きな影響を与えている我が国最大の感染症の一つです。

また、近年、学校や高齢者施設における集団感染、高齢者の死亡等の問題が指摘され、その発生の予防とまん延の防止が重要な課題となっています。

そこで、厚生労働省においては、今般、別添のとおり「平成27年度今冬のインフルエンザ総合対策について」を取りまとめ、本総合対策に基づいて各般の施策を実施していくこととし、併せて「平成27年度インフルエンザQ&A」を作成しました。貴管内区市町村、関係機関及び関係団体に対する周知及びインフルエンザ予防対策の徹底方、よろしくお取り計らい願います。

さらに、インフルエンザ対策は、衛生主管部局のみならず、民生主管部局、教育主管部局等を含めた総合的な取組や、医師会等の関係団体との密接な連携が重要であり、積極的な情報提供等に御協力ください。

事務連絡  
平成 27 年 11 月 27 日

各 都道府県  
指定都市  
中核市  
民生主管課 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省老健局総務課

### 社会福祉施設等における今冬の節電対策及び省エネ対策について

昨今の電力需給対策に伴う対応については、特段の御協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

今般、政府の電力需給に関する検討会合において「2015年度冬季の電力需給対策について」(別添1)が10月30日に発表され、今冬の電力需給対策等が示されたところです。

全国(沖縄電力管内を除く)共通の要請として、今冬の電力需給は厳寒となるリスクや直近の経済成長の伸び、企業や家庭における節電の定着などを織り込んだ上で、いずれの電力会社においても電力の安定供給に最低限必要な予備率3%以上確保できる見通しの中、現在定着している節電の取組が、国民生活、経済生活等への影響を極力回避した無理のない形で確実に行われるよう数値目標を設けない節電の協力を要請することとされ、要請に当たっては、高齢者や乳幼児等の弱者に対し配慮を行うこととされています。

なお、北海道電力管内では、冬季の特殊性を踏まえ、必要に応じて追加的な協力要請を検討することとされています。

また、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において、東日本大震災に係る節電対策とは別途、全国を対象とした「冬季の省エネルギー対策について」(別添2)が10月30日に発表され、産業界、家庭等における一般的な省エネルギー対策についてとりまとめられたところです。

つきましては、別添1及び2の内容についてご了知いただくとともに、貴管内の市区町村、社会福祉施設等に対する周知について御協力いただきますようお願いいたします。

#### 【参考になるウェブサイト】

- ・電力需給に関する検討会合  
[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/electricity\\_supply/](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/electricity_supply/)
- ・節電 go.jp  
<http://setsuden.go.jp/>

事 務 連 絡  
平成 27 年 12 月 8 日

各 ( 都道府県  
指定都市  
中核市 ) 民生主管部 (局) 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
社会・援護局福祉基盤課  
社会・援護局障害保健福祉部企画課  
老 健 局 総 務 課

#### 社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について

感染性胃腸炎の患者発生が、例年、12月中旬頃にピークとなる傾向があることや、これまで検出例が少ない遺伝子型（GⅡ.17）のノロウイルスによる感染性胃腸炎の流行が拡大する可能性に加えて、ノロウイルス GⅡ.17 については、これまでの流行の主体であったノロウイルス GⅡ.4 と比較して、現在市中で使用されているノロウイルス迅速診断検査キット（IC キット）による検出感度が低いことから、ノロウイルスによる感染症と診断されず感染予防対策の遅れにつながる恐れがあることなど注意が必要なことを受け、別添のとおり、平成 27 年 10 月 23 日付事務連絡「感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルスの感染予防対策の啓発について」（厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課連名）が発出されたところです。

貴部局におかれましても、衛生主管部局との連携を図り、「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（平成 19 年 12 月 26 日雇児総発第 1226001 号、社援基発第 1226001 号、障企発第 1226001 号、老計発第 1226001 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）及び「ノロウイルスに関する Q&A」を参考に、所管の社会福祉施設等に対し、手洗いの徹底や、糞便・吐物の適切な処理等の感染予防対策の啓発に努めるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれまして、管内市町村にも本事務連絡の内容について周知されますようお願いいたします。

事務連絡  
平成 28 年 1 月 7 日

各 都道府県  
指定都市  
中核市  
民生主管課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省老健局総務課

「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」及び「作成例「新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画（モデル）」」について

今般、平成 26 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金事業の一環として、株式会社インターリスク総研が作成した「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」及び「作成例「新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画（モデル）」」等を、厚生労働省のホームページに掲載しましたので、新型インフルエンザ等の発生時におけるサービス提供の継続や利用者・職員の安全確保の観点から、各社会福祉施設等における業務継続計画（「新型インフルエンザ等の発生時において業務を継続的に実施するための計画」）の作成に活用いただけるよう、貴管内の市区町村、社会福祉施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の施行により、「新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成 25 年厚生労働省告示第 369 号）に定める社会保険・社会福祉・介護事業における特定接種に係る登録事業者の登録が今後開始されることとなります（今年度中を予定）。

同法に定める特定接種の登録事業者となるために社会福祉施設等の事業者が申請する際には、業務継続計画の作成が必要となることを申し添えます。

・「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」など

(URL:<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>)

雇児発 0215 第 1 号  
社援発 0215 第 4 号  
平成 28 年 2 月 15 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
厚生労働省社会・援護局長  
(公印省略)

### 福祉分野における個人情報保護に関するガイドラインについて

「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 8 条の規定及び「個人情報保護に関するガイドラインの共通化について」（平成 20 年 7 月 25 日個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ。平成 26 年 11 月一部改正。）に基づき、別添のとおり一部改正しました。

主な改正点は下記のとおりです。貴職におかれましては、個人情報の保護に関する施策の更なる推進を図るとともに、貴管内の関係機関・関係団体に対する周知等よろしく願います。

#### 記

##### 1 適正取得の徹底

第三者からの個人情報の取得時に、取得側が提供側の入手経緯を確認し、提供側が適法に個人情報を入手したことが確認できない場合においては、取得の自粛を含めた、慎重な対応をすることが望ましい旨を追記。

##### 2 安全管理の強化

安全管理の強化のために望まれる措置として、事業者内の監査実施体制の整備や、情報システムからの漏えい等を防止するための技術的安全管理措置等を追記。

##### 3 委託先の監督強化

委託先の適切な監督のために留意することが望ましい事項として、委託先に対する定期的な監査の実施や、再委託等を実施する場合の委託先の監督等を追記。



# 短期入所

## ○対象者

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者

- 福祉型(障害者支援施設等において実施可能)
  - ・障害支援区分1以上である障害者
  - ・障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分1以上に該当する障害児
- 医療型(病院、診療所、介護老人保健施設において実施可能)(※)
  - ※ 病院、診療所については、法人格を有さない医療機関を含む。また、宿泊を伴わない場合は無床診療所も実施可能。
  - ・遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等

## ○サービス内容

- 当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う
- 本体施設の利用者とみなした上で、本体施設として必要とされる以上の職員を配置し、これに応じた報酬単価を設定

## ○主な人員配置

- 併設型・空床型  
本体施設の配置基準に準じる
- 単独型  
当該利用日の利用者数に対し6人につき1人

## ○報酬単価(平成27年4月～)

<b>■ 基本報酬</b> 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅳ) →障害者(児)について、障害支援区分に応じた単位の設定 166単位～892単位		医療型短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ) (宿泊を伴う場合) →区分6の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者、重症心身障害児・者等に対し、支援を行う場合 1,404単位～2,609単位	医療型特定短期入所サービス費 (Ⅰ)～(Ⅲ)(宿泊を伴わない場合) (Ⅳ)～(Ⅵ)(宿泊のみの場合) →左記と同様の対象者に対し支援を行う場合 936単位～2,489単位
<b>■ 主な加算</b> 単独型加算(320単位) →併設型・空床型ではない指定短期入所事業所にて、指定短期入所を行った場合		緊急短期入所体制確保加算(40単位) 緊急短期入所受入加算(福祉型120単位、医療型180単位) →空床の確保や緊急時の受入れを行った場合	特別重度支援加算(120単位/388単位) →医療ニーズの高い障害児・者に対しサービスを提供した場合

○事業所数 3,977(国保連平成27年3月実績) 医療型の指定数:327(25.10 障害福祉課調べ)

○利用者数 43,119(国保連平成27年3月実績)

# 療養介護

## ○ 対象者

- 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする身体・知的障害者
  - ① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分6の者
  - ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分5以上の者
- 平成24年3月31日において現に重症心身障害児施設又は指定医療機関に入院している者であって、平成24年4月1日以降療養介護を利用する者

## ○ サービス内容

- 病院等への長期入院による医学的管理的の下、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を提供。
- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害支援区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定

## ○ 報酬単価 (平成27年4月～)

### ■ 基本報酬

利用定員及び別に定める人員配置に応じた単位の設定(定員40人以下の場合)

- 療養介護サービス費  
522単位(4:1)～ 906単位(2:1) ※ 経過措置利用者等については6:1を設定

- ※ 平成24年3月31日において現に重症心身障害児施設等に入院している者であって、平成24年4月1日以降療養介護を利用する者については、経過的なサービス費の適用有り
- ※ 医療に要する費用及び食費等については、医療保険より給付

### ■ 主な加算

地域移行加算(500単位)  
→ 利用者の退院後の生活についての相談援助を行う場合、退院後30日以内に当該利用者の居宅にて相談援助を行う場合それぞれ、入院中1回・退院後1回を限度に算定

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等 4:1～2:1以上

○ 事業所数 241(国保連平成27年3月実績)

○ 利用者数 19,457(国保連平成27年3月実績)

# 生活介護

## ○対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者

- ① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等)に入所する場合は区分4)以上である者
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等)に入所する場合は区分3)以上である者

## ○サービス内容

主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供

## ○主な人員配置

利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、利用者の平均障害支援区分等に応じた人員配置の基準を設定

- サービス管理責任者
- 生活支援員等 6:1～3:1

## ○報酬単価(平成27年4月～)

### ■基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害支援区分に応じ所定単位数を算定。

### ■定員21人以上40人以下の場合

(区分6) 851単位 (区分5) 599単位 (区分4) 539単位 (区分3) 491単位 (区分2以下)※未判定の者を含む

### ■主な加算

人員配置体制加算(33～265単位)  
→直接処遇職員を加算(1.7:1～2.5:1)した事業所に加算  
※ 指定生活介護事業所は区分5・6・準ずる者が一定の割合を満たす必要

訪問支援特別加算(187～280単位)  
→連続した5日以上利用がない利用者に対し、居宅を訪問して相談援助等を行った場合(1月に2回まで加算)

延長支援加算(61～92単位)  
→営業時間である8時間を超えてサービスを提供した場合(通所による利用者に限る)

○事業所数 8,801(国保連平成27年3月実績)

○利用者数 260,169(国保連平成27年3月実績)

# 施設入所支援

## ○対象者

夜間において、介護が必要な者、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者

- ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の者(50歳以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上)
- ② 自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所に  
よって訓練を受けることが困難な者
- ③ 生活介護利用者のうち、①に該当しないが、市町村がサービス等利用計画案に基づき必要と認める区分1以上の者
- ④ 就労継続支援B型の利用者のうち、市町村がサービス等利用計画案に基づき必要と認める者

## ○サービス内容

- 夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施
- 生活介護の利用者は、利用期間の制限なし  
自立訓練及び就労移行支援の利用者は、当該サービスの利用期間に限定

## ○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 休日等の職員配置  
→利用者の状況に応じ、必要な支援を行うための勤務体制を確保
- 生活支援員 利用者数 60人以下の場合、1人以上

## ○報酬単価（平成27年4月～）

### ■基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害支援区分に応じ所定単位数を算定。

- 定員40人以下の場合 453単位 (区分6) 382単位 (区分5) 308単位 (区分4) 232単位 (区分3) (区分2以下)※未判定の者を含む 168単位

### ■主な加算

#### 重度障害者支援加算

(I) 特別な医療を受けている利用者[28単位]

- 区分6であって、次に該当する者が2人以上の場合は更に22単位
- ①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者
- ②重症心身障害者

(II) 強度行動障害者に対する支援

- (一)体制を整えた場合[7単位]
- (二)夜間支援を行った場合[180単位]

#### 夜勤職員配置体制加算

夜勤職員の勤務体制を厚くしている場合

- ・利用定員が21人以上40人以下の場合[49単位]
- ・利用定員が41人以上60人以下の場合[41単位]
- ・利用定員が61人以上の場合[36単位]

## ○事業所数

2,626(国保連平成27年3月実績)

## ○利用者数

132,296(国保連平成27年3月実績)

# 自立訓練(機能訓練)

## ○対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な身体障害者

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者 等

## ○サービス内容

- 理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施
- 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせ
- 利用者ごとに、標準期間(18ヶ月、頸髄損傷による四肢麻痺等の場合は36ヶ月)内で利用期間を設定

## ○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等 → 6:1以上

## ○報酬単価(平成27年4月～)

### ■基本報酬

通所による訓練

604単位～787単位(定員20人以下)

訪問による訓練

245単位(1時間未満の場合)

564単位(1時間以上の場合)

※ 訪問のうち、視覚障害者に対する専門訓練 724単位

### ■主な加算

リハビリテーション加算(20単位)

→利用者それぞれにリハビリテーション実施計画を作成し、個別のリハビリテーションを行った場合

○事業所数 187(国保連平成27年3月実績)

○利用者数 2,435(国保連平成27年3月実績)

# 自立訓練(生活訓練)

## ○対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な知的・精神障害者(具体的には次のような例)

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な者 等

## ○サービス内容

- 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施
- 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせ
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月、長期入所者等の場合は36ヶ月)内で利用期間を設定

## ○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等 → 6:1以上

## ○報酬単価(平成27年4月～)

<b>■ 基本報酬</b> 通所による訓練 →利用定員数に応じた単位	575単位～751単位	訪問による訓練 245単位(1時間未満の場合) 564単位(1時間以上の場合)
<b>■ 主な加算</b> 短期滞在加算 →心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる者に対して宿泊の提供を行った場合	180単位(I) 115単位(II)	看護職員配置加算(I) →健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置している場合
		18単位

○事業所数 1,184(国保連平成27年3月実績)

○利用者数 12,254(国保連平成27年3月実績)

# 〔宿泊型自立訓練〕

## ○対象者

日中、一般就労や外部の障害福祉サービス並びに同一敷地内の日中活動サービスを利用している者等

※ 対象者に一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後に生活能力等の維持・向上のための訓練を実施、または、昼夜を通じた訓練を実施するとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行い、積極的な地域移行の促進を図ることを目的とする。

## ○サービス内容

- 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施
- 個別支援計画の進捗状況に応じ、昼夜を通じた訓練を組み合わせ
- 利用者ごとに、標準利用期間は原則2年間(長期入院者等の場合は3年間)とし、市町村はサービスの利用開始から1年ごとに利用継続の必要性について確認し、支給決定の更新を実施

## ○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 → 10:1以上
- 地域移行支援員 → 1人以上 等

## ○報酬単価(平成27年4月～)

### ■基本報酬

宿泊による訓練 (標準利用期間が2年間とされる利用者) 271単位(2年以内)～163単位(2年超)  
(標準利用期間が3年間とされる利用者) 271単位(3年以内)～163単位(3年超)

### ■主な加算

夜間支援体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)

→(Ⅰ)夜勤を配置し、利用者に対して夜間に介護等を行うための体制等を確保する場合 448単位～46単位  
(Ⅱ)宿直を配置し、利用者に対して夜間に居室の巡回や緊急時の支援等を行う体制を確保する場合 149単位～15単位  
(Ⅲ)夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位

通勤者生活支援加算

→職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合 18単位  
看護職員配置加算(Ⅱ)  
→健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置している場合 13単位

○事業所数 242(国保連平成27年3月実績)

○利用者数 3,882(国保連平成27年3月実績)

# 就労移行支援

## ○対象者

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者(65歳未満の者)

## ○サービス内容

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施
- 通所によるサービス原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせ
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定

## ○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 } 6:1以上
- 生活支援員 } 15:1以上
- 就労支援員 →

## ○報酬単価(平成27年4月～)

基本報酬	20人以下	21人以上40人以下	41人以上60人以下	61人以上80人以下	81人以上
就労移行支援サービス費(I) 通常の事業所が支援を行った場合、定員数に応じて報酬を算定	804単位/日	711単位/日	679単位/日	634単位/日	595単位/日
就労移行支援サービス費(II) あん摩マッサージ指圧師等養成施設として認定されている事業所が支援を行った場合、定員数に応じて報酬を算定	524単位/日	467単位/日	437単位/日	426単位/日	412単位/日

## ■主な加算

**就労定着支援体制加算 21～146単位**  
 ⇒ 一般就労等へ移行した後、継続して6か月以上、12か月以上又は24か月以上就労している者が、定員の一定割合以上いる場合に加算

**移行準備支援体制加算(I)、(II) 41、100単位**  
 ⇒ I:施設外支援として職員が同行し、企業実習等の支援を行った場合  
 ⇒ II:施設外就労として、請負契約を結んだ企業内で業務を行った場合

**就労支援関係研修修了加算 11単位**  
 ⇒ 就労支援関係の研修修了者を就労支援員として配置した場合

**福祉専門職員配置等加算(I)、(II)、(III) 15、10、6単位**  
 ⇒ I:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合  
 ⇒ II:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合  
 ⇒ III:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

**食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等**  
 ⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

○事業所数 2,985(国保連平成27年3月実績)

○利用者数 29,626(国保連平成27年3月実績)

# 就労継続支援A型

## ○対象者

就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労可能な障害者(利用開始時、65歳未満の者)

## ○サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能
- 利用期間の制限なし

## ○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 } 10:1以上
- 生活支援員 }

## ○報酬単価(平成27年4月～)

■ 基本報酬	20人以下	21人以上40人以下	41人以上60人以下	61人以上80人以下	81人以上
就労継続支援A型サービス費(I) 職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で7.5:1以上の配置がとられている場合、定員数に応じて算定する	584単位/日	519単位/日	487単位/日	478単位/日	462単位/日
就労継続支援A型サービス費(II) 職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で10:1以上の配置がとられている場合、定員数に応じて算定する。	532単位/日	474単位/日	440単位/日	431単位/日	416単位/日

## ■ 主な加算

- 就労移行支援体制加算 26単位**  
⇒ 一般就労等へ移行した後、継続して6月以上就労している者が前年度において定員の5%を超えている場合
- 施設外就労加算 100単位**  
⇒ 一定の基準を満たし、企業内等で作業を行った場合
- 重度者支援体制加算(I)、(II) 22～56単位**  
⇒ 前年度における障害基礎年金1級を受給する利用者が一定数以上いる場合、重度者の割合と定員に応じて算定
- 福祉専門職員配置等加算(I)、(II)、(III) 15、10、6単位**  
⇒ I:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合  
⇒ II:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合  
⇒ III:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合



## 食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

○事業所数 2,668(国保連平成27年3月実績)

○利用者数 47,733(国保連平成27年3月実績)

# 就労継続支援B型

## ○対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかるとの知識及び能力の向上や維持が期待される障害者

- ① 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②に該当しない者であって、就労移行支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者

## ○サービス内容

- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援
- 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする
- 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表
- 利用期間の制限なし

## ○主な人員配置

- サービス管理責任者
  - 職業指導員  
生活支援員
- } 10:1以上

## ○報酬単価(平成27年4月～)

■ 基本報酬	20人以下	21人以上40人以下	41人以上60人以下	61人以上80人以下	81人以上
就労継続支援B型サービス費(I) 職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で7.5;1以上の配置がとられている場合、定員数に応じて算定する。	584単位/日	519単位/日	487単位/日	478単位/日	462単位/日
就労継続支援B型サービス費(II) 職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で10;1以上の配置がとられている場合、定員数に応じて算定する。	532単位/日	474単位/日	440単位/日	431単位/日	416単位/日

## ■ 主な加算

- 就労移行支援体制加算 13単位**  
⇒ 一般就労等へ移行した後、継続して6月以上就労している者が前年度において定員の5%を超えている場合
- 施設外就労加算 100単位**  
⇒ 一定の基準を満たし、企業内等で作業を行った場合
- 重度者支援体制加算(I),(II) 22～56単位**  
⇒ 前年度における障害基礎年金1級を受給する利用者が一定数以上いる場合、重度者の割合と定員に応じて算定

- 目標工賃達成加算(I),(II),(III) 69、59、32単位**  
⇒ I:都道府県の最低賃金の2分の1以上の工賃を達成した場合等  
⇒ II:都道府県の最低賃金の3分の1以上の工賃を達成した場合等  
⇒ III:都道府県の平均工賃以上の工賃を達成した場合等

## 食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

○ 事業所数 9,223(国保連平成27年3月実績)

○ 利用者数 196,019(国保連平成27年3月実績)

# 共同生活援助(介護サービス包括型)

## ○対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者)あつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。

## ○サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等を行う
- 日常生活上の相談支援や日中活動の利用を支援するため、就労移行支援事業所等の関係機関と連絡調整を実施

## ○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 世話人 6:1以上
- 生活支援員 2.5:1 ~ 9:1

## ○報酬単価(平成27年4月～)

### ■基本報酬

世話人4:1・障害支援区分6の場合[668単位]

世話人6:1・障害支援区分1以下の場合[182単位]

### ■主な加算

#### 夜間支援体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)

- (Ⅰ)夜勤を配置し、利用者に対して夜間に介護等を行うための体制等を確保する場合 672単位～54単位
- (Ⅱ)宿直を配置し、利用者に対して夜間に居室の巡回や緊急時の支援等を行うための体制を確保する場合 112単位～18単位
- (Ⅲ)夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位

#### 重度障害者支援加算

- 区分6であつて重度障害者等包括支援の対象者に対して、より手厚いサービスを提供するため従事者を加配するもともに、一部の従事者が一定の研修を終了した場合 360単位

体験利用の場合[699単位～289単位]

#### 日中支援加算

- (Ⅰ)高齢又は重度(65歳以上又は障害支援区分4以上)の利用者が住居の外で過ごすことが困難であるときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合 539単位～270単位
- (Ⅱ)利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、日中に支援を行った場合 539単位～135単位

#### 医療連携体制加算(V)

- 医療機関との連携等により看護師による、日常的な健康管理を行つたり、医療ニーズが必要となつた場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している場合 39単位

○事業所数 5,119 (国保連平成27年3月実績)

○利用者数 79,756 (国保連平成27年3月実績)

# 外部サービス利用型共同生活援助

## ○対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な障害者(身体障害者)にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。) )

## ○サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う
- 日常生活上の相談支援や日中活動の利用を支援するため、就労移行支援事業所等の関係機関と連絡調整を実施
- 利用者の個々のニーズに対応した食事や入浴、排せつ等の介護を併せて提供(外部の居宅介護事業所に委託)

## ○主な人員配置

- サービス管理責任者
  - 世話人 6:1以上(当分の間は10:1以上)
- ※介護の提供は受託居宅介護事業所が行う

## ○報酬単価(平成27年4月～)

### ■基本報酬

世話人 4:1 [259単位]～世話人10:1 [121単位]

※利用者に対し受託居宅介護サービスを行った場合は、サービスに要する標準的な時間に応じて受託介護サービス費を併せて算定[99単位～]

### ■主な加算

夜間支援体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)

- (Ⅰ)夜勤を配置し、利用者に対して夜間に介護等を行うための体制等を確保する場合 672単位～54単位
- (Ⅱ)宿直を配置し、利用者に対して夜間に居室の巡回や緊急時の支援等を行うための体制を確保する場合 112単位～18単位
- (Ⅲ)夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)

- 世話人又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士の割合が100分の35以上である場合 10単位

### 日中支援加算

- (Ⅰ)高齢又は重度(65歳以上又は障害支援区分4以上)の利用者が往居の外で過ごすことが困難であるときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合 539単位～270単位
- (Ⅱ)利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、日中に支援を行った場合 539単位～135単位

医療連携体制加算(V)

- 医療機関との連携等により看護師により看護師による、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している場合 39単位

○事業所数 1,518(国保連平成27年3月実績)

○利用者数 16,256(国保連平成27年3月実績)